

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

平成25年10月18日金曜日 第2514号

♦ 日 	
規則	
愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(林業政策課) 815
告示	
一部事務組合の解散	(市町堀棚鋰) 81
部 <i>争切流</i> は1978年版 客札者等の告示	() 3 3 3 4 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
島獣保護区の存続期間の更新	Ç
大猟区の指定	
特定鳥獣に係る捕獲等をすることができる区域の指定	
特定猟具使用禁止区域の指定	
指定自立支援医療機関の指定(2件)	,
指定居宅サービス事業者の指定	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
指定居宅介護支援事業者の指定	, ,
指定介護予防サービス事業者の指定	
指定居宅サービス事業の廃止	· · · · · ·
指定居宅介護支援事業の廃止	
日に店もり護文技争来の廃止	
果統計調査の実施	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
末女Mア疋綵Mに98百の囲和 解除予定保安林にする旨の通知	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
解除予定保安林	
建設業者の営業の停止命令	*
公有水面埋立免許	
公共測量の実施の通知	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·
介護員養成研修事業者の指定	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
開発行為に関する工事の完了	(
道路の供用開始(県道長浜中村線)	(南予地方局大洲土木事務所) 830
公告	
上木設計積算システム用機器の借入れ	(土木管理課技術企画室)830
監	, <u> </u>
定期監査結果の公表	/ 卧木事及巳 \ 024
	(监且事伤问) 031
教育委員会規則	
愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則	(高校教育課)840
教育委員会告示	
平成26年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項	(高校教育課) 843
平成26年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項	(")847
平成26年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項	(特別支援教育課)849
公営企業告示	
	(小学办类签项已处数部)。054
落札者等の告示	(公吕止耒目珪向総伤硃) 851
この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W	TOに基づく政府調達に関する協定の

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第45号

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年愛媛県規則第64号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(貸付限度額並びに償還の期間及び方法)

第2条 省略

2 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。

貸付金の区分	償還期間	据置期間
1 • 2 省略		
3 森林の間伐等の実施の促進に関す	12年以内	5 年以内
る特別措置法(平成20年法律第32		
号)第11条第1項に規定する資金		
<u>4</u> 省略		
5 省略		
6 省略		
<u>7</u> 省略		
8 省略		

3 省略

(県貸付金の貸付けの手続等)

第14条 省略

2・3 省略

4 第1条第2項の貸付けに係る資金(以下「県貸付金」という。)の償還期間は、16年(4年(森林の間伐等の実施の促進に 関する特別措置法第11条第1項、 農商工等連携促進法第13条第2 項又は六次産業化法第10条第2項に規定する資金に係る県貸付金 にあっては、6年)以内の据置期間を含む。)以内とする。

5~9 省略

(貸付限度額並びに償還の期間及び方法)

第2条 省略

2 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。

貸付金の区分	償還期間	据置期間
1 • 2 省略		
3 省略		
<u>4</u> 省略		
5 省略		
6 省略		
7 省略		

3 省略

(県貸付金の貸付けの手続等)

第14条 省略

2・3 省略

4 第1条第2項の貸付けに係る資金(以下「県貸付金」とい 4 第1条第2項の貸付けに係る資金(以下「県貸付金」とい う。)の償還期間は、16年(4年(森林の間伐等の実施の促進に う。)の償還期間は、16年(4年(

農商工等連携促進法第13条第2

項又は六次産業化法第10条第2項に規定する資金に係る県貸付金にあっては、6年)以内の据置期間を含む。)以内とする。

5~9 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1131号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 組合の名称
 内山衛生事務組合
- 2 組合の事務所の位置喜多郡内子町平岡甲168番地
- 3 組合の解散年月日 平成26年3月31日

○愛媛県告示第1132号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の 名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係 る契約金額	入札公告日	随意契約にした理由
愛媛県武道館柔道用床転換 システムの製造(改修)	愛媛県企画振興部 地域振興局文化・ スポーツ振興課 愛媛県松山市一番 町4丁目4番地2	平成25年 8 月20日	フジタス工業株式 会社 愛知県名古屋市南 区豊三丁目 5 番17 号	42 210 000円	平成25年 6 月28日	地方自治法施行令第167条の2 第1項第8号の規定による。

第2514号

X

○愛媛県告示第1133号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存 続期間を更新する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

	変	事 中 村	時
名 称	区域	存続期間	保護に関する指針
黒瀬ダ	西条市黒瀬の黒瀬ダム	平成25年	当該区域は、落
ム鳥獣	えん堤北端を起点とし、	11月1日	葉広葉樹が多く、
保護区	ここから同えん堤を南に	から平成	多様な鳥獣が生息
	進み、市道大保木5号線	35年10月	するとともに、県
	に出て、同市道を西ない	31日まで	内有数のカモ類の
	し南東に進み、雨乞谷橋		飛来地である黒瀬
	北側で雨乞谷川に出る。		ダムがあることか
	ここから同川右岸を上流		ら、鳥獣保護区に
	に進み、三角点(430.7		指定し、当該区域
	メートル)に至る稜線と		に生息する鳥獣の
	の交点に至る。 ここか		保護を図る。ま
	ら同稜線をほぼ南西ない		た、定期的な巡視
	し西に進み、同三角点に		により、鳥獣の安
	至り、更に同稜線を南な		定的な生息に著し
	いし北西に進み、同市道		い影響を及ぼす行
	に出て、同市道を北西に		為がないよう留意
	進み、柳瀬橋南端に至る。		するとともに、自
	ここから同ダムの満水時		然とのふれあいの
	の貯水線に沿って、加茂		場、環境教育の場
	川上流に進み、同貯水線		として活用を図
	南端で同川を横切り、県		ప 。
	道西条久万線に出て、同		
	県道をほぼ北に進み、上		
	の原を経て、更に同県道		
	を東に進み、起点に至る		
	線に囲まれた区域		
谷上山	国有林33林班南端を起	同上	当該区域は、皿
鳥獣保	点とし、ここから山道を		ヶ嶺連峰県立自然
護区	ほぼ南西に進み、国有林		公園内に位置し、
	35林班南端を経て、更に		広葉樹林と針葉樹
	同山道をほぼ北西に進み、		林など林相の変化
	宝珠寺山門に通じる山道		に富む地域であ
	との交点に至り、ここか		り、多様な鳥獣が
	ら同山道を南西ないし北		生息していること
	に進み、同山門で市道谷		から、鳥獣保護区
	上山線に出る。ここから		に指定し、当該区
	同市道をほぼ北西に進み、		域に生息する鳥獣
	伊予市谷上山公園第二展		の保護を図る。ま
	望台手前で市道谷上大谷		た、定期的な巡視
	線との交点に至り、ここ		等により、静穏な
	から同市道を北東に進み、		環境の保持を図
	下三谷に通じる山道との		り、鳥獣の安定的
	交点に至り、ここから同		な生息に著しい影
	山道を北東に進み、国有		響を及ぼすことの
	林34林班界に至り、ここ		ないように留意す

から同林班界を北東に進 るとともに、自然 み、ベツソ山三角点(26 とのふれあいの 62メートル)を経て、 場、環境教育・学 農道を横切り、通称茶畑 習の場として活用 谷に出て、同谷を下流に を図る。 進み、伊予市と伊予郡砥 部町との境界に至り、こ こから国有林33林班西端 に至る直線を北に進み、 同端に至り、ここから同 林班界を北東ないし南西 に進み、起点に至る線に 囲まれた区域 皿ヶ嶺 松山市と上浮穴郡久万 上 当該区域は、皿 三坂峠 高原町との境界と国道33 ヶ嶺連峰県立自然 鳥獣保 号との交点を起点とし、 公園内に位置し、 ここから同境界をほぼ北 広葉樹林と針葉樹 護区 東に進み、引地山三角点 林など林相の変化 に富む地域であ (1,026.8メートル) に 至る。ここから国有林と り、多様な鳥獣が 生息していること 民有林との境界を南東な いし北東に進み、国有林 から、鳥獣保護区 30林班と国有林29林班と に指定し、当該区 の境界に至る。ここから 域に生息する鳥獣 の保護を図る。ま 同境界を南東に進み、同 た、定期的な巡視 町と東温市との境界に至 等により、静穏な り、ここから同境界を南 東に進み、国有林29林班 環境の保持を図 と国有林39林班と国有林 り、鳥獣の安定的 40林班との境界の交点に な生息に著しい影 至る。ここから国有林39 響を及ぼすことの 林班と国有林40林班との ないように留意す 境界を南東に進み、国有 るとともに、自然 林と民有林との境界に至 とのふれあいの る。ここから同境界をほ 場、環境教育・学 習の場として活用 ぼ南西に進み、同林班ろ 小班と同林班る小班との を図る。 境界に至り、ここから同 境界を北に進み、皿ヶ嶺 連峰県立自然公園界に至 る。ここから同公園界を 北西ないし南西に進み、 同国道に出て、同国道を 北西に進み、起点に至る 線に囲まれた区域 笠方鳥 上浮穴郡久万高原町笠 同 当該区域は、皿 上 獣保護 方の面河ダムえん堤右岸 ヶ嶺連峰県立自然 公園内に位置する 側を起点とし、面河ダム 右岸管理道をほぼ西に進 面河ダムを囲む地 域であり、カモ類 み、県道落合久万線との 交点に至る。ここから同 等水鳥をはじめ、 県道をほぼ北に進み、国 ノウサギ、タヌ

	 道494号に出る。ここか		キ、リス等多様な		 同交点に至る。ここから			
	ら同国道を東ないし南に		鳥獣が生息してい		 同市道を西に進み、起点			
	進み、面河ダム左岸管理		ることから、鳥獣		に至る線に囲まれた区域			
	道との交点に至る。ここ		保護区に指定し、	小田深	喜多郡内子町内の国有	同	上	当該区域は、内
	から同管理道をほぼ南に		当該区域に生息す	山鳥獣	林56から64までの各林班	' '	_	子町東端の小田深
	進み、妙松隧道出口(放		る鳥獣の保護を図	保護区	及び民有林肱川森林計画			山国有林を主体と
	水口)に至る。ここから		る。また、鳥獣保		区中の小田町443林班の			した森林地帯であ
	同ダムの満水位水面と森		護員等による定期		区域			り、区域中心を流
	林との境界をほぼ南に進		的な巡視を通じ					れる黒川の渓流沿
	み、面河ダムえん堤を経		て、静謐な環境の					いなどには老齢フ
	て、起点に至る線に囲ま		保持を図り、鳥獣					ナ林など貴重な原
	れた区域		の安定的な生息に					生的森林が残存し
			著しい影響を及ぼ					ており、その一部
			すことのないよう					は四国カルスト県
			に留意するととも					立自然公園に指定
			に、自然とのふれ					され、区域内には
			あいの場、環境教					森林や渓流で生活
			育の場として活用					する鳥獣が生息し
			を図る。					ており、サンショ
 白滝鳥	 大洲市長浜町白滝の市	同上	 当該区域は、中					ウクイやクマタカ
獣保護	道加世山崎線と市道加屋		心を流れる滝川の					」 など絶滅危惧種も
	道加色山崎線と巾追加崖 須合田線との交点を起点		下流に滝と紅葉の					多数確認されると
<u>~</u>	とし、ここから同市道を		名所として知られ					ともに、豊かな自
	北西に進み、市道小野長							然を求めて訪れる
			る「白滝公園」、 上流に2つのため					黒民も多いことか
	尾線との交点に至る。こ		池を有し、これら					宗氏も多いことが ら、当該区域を鳥
	こから白滝サイレン(塔)							労、当該区域を原
	とを結ぶ直線を北東に進 み、同塔に至り、ここか		の周辺には様々な					し、静穏な自然環
			林相の自然林や人					境を保持する。ま
	らNHK長浜テレビ中継		工林が分布し、鳥					た、定期的な巡
	放送所に至る直線を北東		獣に好適な生活環					た、た 期 的 な 2 視、指 導 等 に よ
	に進み、市道大戸山線に		境を提供してお					り、鳥獣の保護を
	出る。ここから同市道を		り、サンショウク					図る。
	北東に進み、市道大平線		イやコノハズクな					」という。 というない。 というない。 というない。
	との交点に至る。ここか		どの絶滅危惧種も					
	ら同市道を北東に進み、		多数確認されると					区の指定が有害原
	特別高圧送電線長浜線と		ともに、身近な鳥					獣保護対策の支障
	の交点に至り、ここから		獣生息地として、					とならないよう質
	同送電線の13鉄塔に至る		観光、自然観察、					意するとともに、
	直線を南東に進み、林道		環境教育等に利用					有害鳥獣捕獲の過
	滝上長尾線との交点に至		されていることか					切な実施に係る指
	る。ここから同林道をほ		ら、当該区域を鳥	4=5	#7++fam++6=+			導を行う。
	ぼ南に進み、同町と旧大		獣保護区に指定	多田鳥	西予市宇和町東多田の	同	上	当該区域は、多
	洲市との境界に至り、こ		し、静穏な自然環	獣保護	八幡神社鳥居を起点とし、			様な鳥獣が生息し
	こから同境界を南西ない		境を保持する。ま	⋉	県道伊延東多田線を約10			ていることから、
	し南に進み、肱川森林計		た、定期的な巡		0メートル西に進み、市			鳥獣保護区に指定
	画区中33林班90小班と同		視、指導等によ		道多田地区54号線との交			し、当該区域に生
	林班91小班との境界東端		り、鳥獣の保護を		点に至り、ここから同市			息する鳥獣の保護
	に至り、ここから同林班		図る。		道を約300メートル北に			を図る。また、自
	91、93、17、88、15、14、		なお、鳥獣保護		進み、市道多田地区53号			然とのふれあいや
	13及び22の各小班に接し		区の指定が有害鳥		線との交点に至り、ここ			鳥獣の観察及び係
	た市道滝川線と市道加世		獣対策の支障とな		から同市道を約200メー			護活動を通じた環
	山崎線との交点に至る山		らないよう留意す		トル北東に進み、同市道			境教育の場として
	道を南ないし西に進み、		る。		終点において私設林道と			活用を図るととも

	1 70%=0 1 107 3 10 12		
	の交点に至る。ここから 同林道を約70メートル北 東に進み、谷との交点に 至り、ここから同谷を南 東に進み、稜線を経て、 市道多田地区20号線に出 る。ここから同市道を約 450メートルほぼ南に進 み、県道伊延東多田線に 出て、同県道を約100メ ートル西に進み、起点に		に、定期的な巡視 により、静穏な環 境の保持を図り、 鳥獣の安定的な生 息に著しい影響を 及ぼすことのない よう留意する。
須賀川	至る線に囲まれた区域の うち、農耕地及び住宅地 を除いた区域 宇和島市柿原の須賀川	同上	当該区域は、カ
ダム鳥獣保護区	ダムえん堤南端を起点とし、ここから同えん堤を北に進み、市道須賀川ダム循環線に出て、同ダムの常時満水位の貯水線に沿って同市道を周回し、国道320号に出る。ここから同国道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		モ類り地 、定利保、 と、 響なとの環場の で、 は、 ないで、 で、 は、 ないで、 で、 は、 ないで、 で、 で、 は、 ないで、 で、 は、
滑床成川震護区	宇和島市並びに北宇和郡鬼北町及び松野町所在の国有林2053から2058までの各林班、2061から2072までの各林班、2076林班並びに2077林班に、に・2、に・3、に・4及びはの各小班の区域	同上	当ないは、すると、は、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

○愛媛県告示第1134号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。 平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

5 th		方结如即
名 称 	区 域	存続期間
関川休猟	新居浜市と四国中央市との境界と国	平成25年11
X	道11号との交点を起点とし、ここから	月1日から
	同国道を北東に進み、上野地区で熊谷	平成28年10
	大橋西端で関川に出て、同川左岸を上	月31日まで
	流に進み、五良津林道の境谷橋北端に	
	至り、ここから住友林業株式会社所有	
	林の防火帯北側を北東ないし東に進み、	
	熊鷹山(1,098メートル)に至る。こ	
	こから旧宇摩郡関川村と旧同郡土居町	
	との境界を南に進み、エビラ山三角点	
	 (1,635.9メートル)で四国中央市と	
	│ │ 新居浜市との境界に至る。ここから同	
	│ │ 境界を西に進み、物住頭(1,634.3メ	
	ートル)を経て、更に同境界をほぼ北	
	に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
m 111.1.74		
寒川山休	四国中央市富郷町の県道上猿田三島	同上
猟区	線と県道高知伊予三島線との交点を起	
	点とし、ここから同県道をほぼ北東に	
	進み、国道319号に出て、同国道を北 	
	ないしほぽ東に進み、小川橋東端で上 	
	小川に出る。ここから同川右岸を上流	
	に進み、佐々連鉱山跡を経て、更に同	
	岸を上流に進み、民有林と国有林との	
	境界に至る。ここから同境界を西ない	
	し南東に進み、愛媛県と高知県との境	
	界に至る。ここから同境界をほぼ南に	
	進み、白髭隧道で県道上猿田三島線に	
	出て、同県道をほぼ西に進み、上猿田	
	を経て、更に同県道をほぼ北に進み、	
	起点に至る線に囲まれた区域	
保土野休	 新居浜市と四国中央市土居町と四国	同上
猟区	中央市富郷町との境界の交点を起点と	
-	し、ここから新居浜市と四国中央市富	
	郷町との境界をほぼ南に進み、銅山川	
	一端町との境がをはは常に進め、駒田川	
	み、新居浜市の成、小美野及び保土野	
	の各地区を経て、更に同川左岸を上流	
	に進み、床鍋谷川との合流点に至る。	
	ここから同川左岸及びこれに続く谷を	
	上流に進み、権現越で新居浜市と四国	
	中央市土居町との境界に至り、ここか	
	ら同境界をほぼ東に進み、エビラ山三	
	角点 (1,635,9メートル) 及び二ツ岳	
	三角点 (1,647,3メートル)を経て、	
	更に同境界をほぼ東に進み、起点に至	

	る線に囲まれた区域		1	浦越線との交点に至り、ここから同市	
郷山阿島	新居浜市阿島の県道壬生川新居浜野	同上		道を北に進み、市道北浦有津線との交	
休猟区	田線の荷内橋東端を起点とし、ここか			点に至る。ここから同市道を西に進み、	
	ら阿島川右岸を下流に進み、海岸線に			市道北浦叶浦線との交点に至る。ここ	
	出て、その海岸線を東に進み、同市と			から同市道を北東に進み、市道古江山	
	四国中央市との境界に至る。ここから			田線との交点に至り、ここから同市道	
	同境界をほぼ南西に進み、阿島長野鳥			を北東ないし東に進み、通称入川に出	
	獣保護区界に至る。ここから同区界を			る。ここから同川右岸を下流に進み、	
	西ないし南西に進み、国道11号に出る。			養殖場北端の海岸線に出て、その海岸	
	ここから同国道を西に進み、国領大橋			線をほぼ東に進み、金ヶ崎、矢里頭崎	
	東端で国領川に出て、同川右岸を下流			及び松ヶ鼻を経て、更にその海岸線を	
	に進み、城下橋東端で県道多喜浜泉川			西ないし北に進み、神田川河口に至る。	
	線との交点に至る。ここから同県道を			ここから同川左岸を上流に進み、同国	
	北東に進み、県道壬生川新居浜野田線			道との交点に至り、ここから同国道を	
	との交点に至り、ここから同県道を東			│ │ ほぽ北に進み、起点に至る線に囲まれ	
	に進み、起点に至る線に囲まれた区域			た区域	
			土体担自	# 知 形 し 自 m 工 土 体 担 自 の こ ナ	
	(東田特定猟具使用禁止区域を含む。)		赤穂根島 	越智郡上島町赤穂根島のうち、赤穂	同上
早川休猟	西条市大町の国道11号の加茂川橋東	同上	休猟区	根島の全域	
☒	端を起点とし、ここから同国道をほぼ		米野休猟	松山市大井野町の林道音田線と国道	同上
	北東に進み、同市と新居浜市との境界		⋉	317号との交点を起点とし、ここから	
	に至り、ここから同境界をほぼ南に進			同国道をほぼ北ないし北東に進み、林	
	み、ジョウシウネ三角点 (1,381.8メ			道高為線との交点に至り、ここから同	
	ートル)に至り、ここから市之川に至			林道を北西に進み、北三方ヶ森に通じ	
	る谷を北西に進み、同川に出て、同川			る稜線に向かう山道に至り、ここから	
	右岸を下流に進み、丸野地区及び白目			同山道を北に進み、同稜線で同市と今	
	地区を経て、更に同川右岸を下流に進			治市との境界に至る。ここから同境界	
	み、木挽原地区で加茂川との合流点に			を南東に進み、伊之子山三角点(872.	
	至り、ここから同川右岸を下流に進み、			4メートル)を経て、更に同境界を南	
	起点に至る線に囲まれた区域			東ないし南に進み、松山市と今治市と	
楠窪休猟	西条市丹原町志川の中山川と志河川	同上	1	東温市との境界の交点に至り、ここか	
X	との合流点を起点とし、ここから同川			ら松山市と東温市との境界をほぼ南西	
_	左岸を上流に進み、天流三ヶ森橋南端			に進み、明神ヶ森三角点 (1 216 9メ	
	で市道小谷線との交点に至り、ここか			ートル)を経て、更に同境界を南西に	
	ら同市道をほぼ南に進み、余野地区に			約1,500メートル進み、林道音田線に	
	通じる山道との交点に至り、ここから			続く谷に至り、ここから同谷をほぼ北	
	同山道を南に進み、余野谷に至り、こ			に進み、同林道に至り、ここから同林	
	こから同谷をほぼ西に進み、鞍瀬川に			道を北西に進み、起点に至る線に囲ま	
	出て、同川右岸を下流に進み、中山川			れた区域	
	との合流点に至り、ここから同川右岸		本谷休猟	松山市片山の国道196号と市道河野	同上
	を下流に進み、起点に至る線に囲まれ				
				五明線との交点を起点とし、ここから	
	た区域 			同市道を東ないし南東に進み、同市牛	
木浦休猟	今治市伯方町叶浦の国道317号(自	同上		谷の天満宮前で山道との交点に至り、	
☒	動車専用道路に指定していない路線に			ここから同山道をほぼ南ないし東に進	
	限る。)と市道北浦叶浦線との交点を			み、幸次が峠で旧松山市と旧北条市と	
	起点とし、同市道を宝殿山に向かって			の境界に至る。ここから同境界をほぼ	
	進み、市道寺山線との交点に至る。こ			南ないしほぼ西に進み、県道平田北条	
	こから同市道を南西に進み、市道富計			線に出て、同県道をほぼ北ないしほぼ	
	の池線との交点に至り、ここから同市			東に進み、同国道に出て、ここから同	
	道を東に進み、市道叶浦越線との交点			国道をほぼ北に進み、起点に至る線に	
	に至り、ここから同市道を東に進み、			囲まれた区域	
	市道国道堀田奥線との交点に至る。こ		黒岩岳休	伊予市中山町中山の国道56号と県道	同上
		i .		· ·	1

	1,7,000 10,310			2,1	
	から同県道をほぼ南西ないし北西に進			 囲まれた区域	
	み、柚之木上組集落に至る山道との交		河之中什	市沿土叫为中の同学14日 に同学温公	
	点に至る。ここから同山道を北西に進		河之内休	東温市則之内の国道11号と県道湯谷	同上
	み、同集落で林道柚之木線に続く山道		猟区	口川内線との交点を起点とし、ここか	
	との交点に至り、同山道を北西に進み、			ら同県道を北東に進み、本谷川との交	
	同林道に出て、ほぼ北西ないし南西に			点に至り、ここから同川左岸を上流に	
	進み、松山自動車道の側道との交点に			進み、仏生川との合流点に至り、ここ	
	至る。ここから同側道を南西に進み、			から同川左岸を上流に進み、県道湯谷 	
	林道柿ノ木谷線との交点に至り、ここ			口川内線との交点に至る。ここから同	
	から同林道を南ないし西に進み、県道			県道を北東に進み、市道添谷相ノ谷線 	
	串中山線に出る。ここから同県道をほ			との交点に至り、ここから同市道を北 	
	ぼ南西に進み、伊予市と喜多郡内子町			東に進み、市道桧皮峠線との交点に至 	
	との境界に至り、ここから同境界をほ			る。ここから同市道をほぼ南東に進み、	
	ぼ北に進み、旧伊予郡双海町と旧同郡			市道一ヶ谷土谷線との交点に至り、こ	
				こから同市道を東に進み、国道11号に	
	中山町と喜多郡内子町との境界の交点			出る。ここから同国道を北東ないし北	
	に至る。ここから旧双海町と旧中山町			西に進み、同市と西条市との境界に至	
	との境界をほぼ東ないしほぼ北東に進			り、ここから同境界をほぼ南東ないし	
	み、国道56号に出て、同国道をほぼ南			南に進み、県道皿ヶ嶺公園滑川線との	
	東に進み、起点に至る線に囲まれた区			交点に至る。ここから同県道をほぼ南	
	域			東ないし南に進み、市道伊之曽線との	
影之浦休	伊予市と伊予郡砥部町との境界と県	同上		交点に至り、ここから同市道を南西に	
猟区	道中山砥部線との交点を起点とし、同			進み、伊之曽部落で音田部落に通じる	
	境界をほぼ南西に進み、県道久万中山			山道との交点に至る。ここから同山道	
	線に出て、同県道をほぼ北西に進み、			をほぼ西に進み、市道谷奥線との交点	
	県道中山砥部線との交点に至る。ここ			に至り、ここから同市道をほぼ西に進	
	から同県道を北東ないし北に進み、起			み、国道494号に出る。ここから同国	
	点に至る線に囲まれた区域			道を北西に進み、国道11号との交点に	
北方休猟	 東温市北方の国道11号と重信川左岸	同上		至り、ここから同国道をほぼ西に進み、	
\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	米温巾北方の国造いって重信川生産との交点を起点とし、ここから同川左	II) T		起点に至る線に囲まれた区域	
	岸を上流に進み、三島神社前で標高点		大角蔵休		同上
	(599メートル)に通じる稜線に至り、		須区	と国道33号との交点を起点とし、ここ	
	ここから同稜線を北東ないし南東ない		JHI IZ	から同国道をほぼ南に進み、国道379	
	しほぼ北に進み、同標高点を経て、更			号との交点に至り、ここから同国道を	
	りょう に 稜線をほぼ東に進み、ヨソ山の川上			南に進み、県道大平砥部線との交点に	
	三角点 (927 9メートル) に通じる山				
	道との交点に至る。ここから同山道を			まる。ことから向宗道をはは南西に進 み、同町と伊予市との境界に至り、こ	
	ほぼ北東に進み、同三角点を経て、更			こから同境界をほぼ北西に進み、谷上	
	に同山道を北東に進み、仏生川に通じ			山鳥獣保護区界との交点に至る。ここ	
	る山道との交点に至り、ここから同山			から同区界をほぼ北東に進み、同町と	
	道をほぼ南に進み、四国電力送電線			同市の境界に至り、ここから同境界を	
	(重信線)下に至る。ここから同送電			北ないし北東に進み、田ノ浦特定猟具	
	線下をほぼ北西に進み、小渋谷に至り、			使用禁止区域界との交点に至る。ここ	
	ここから同谷を南西に進み、林道松瀬			から町道八倉田の浦線に通じる山道を	
	川小渋線に至る。ここから同林道をほ			ほぼ東に進み、同町道に出て、同町道	
	ぼ南西に進み、町道原線に出て、同町			を南に進み、町道重光田の浦線との交	
	道をほぼ南西に進み、町道西組鳥ノ子			点に至る。ここから同町道を北東ない	
	線との交点に至る。ここから同町道を			し南東に進み、町道田の浦川井線との	
	ほぼ西に進み、渋谷川に出て、同川右			交点に至り、ここから同町道を南に進	
	岸を下流に進み、県道松山川内線との			み、町道川井・三角麻生線との交点に	
	交点に至り、ここから同県道を北西な			至る。ここから同町道をほぼ北東に進	
	いし西に進み、国道11号に出て、同国			み、町道麻生三角線との交点に至り、	
	道をほぼ北西に進み、起点に至る線に			ここから同町道を北東に進み、起点に	

大川休瀬	Ŀ
日本の	Ŀ
し、ここから同県道をほぼ南に進み、市道線上では関西でに進み、大谷を経て、更に同県道をほぼ南西に進み、南山三角	Ŀ
本組を経て、更に同県遺をほぼ南西に 遠外、大谷を経て、更に同県遺をほぼ 西に進み、美川スキー場特定獨具使用 禁止区域界に至り、ここから同の域界 をほぼ北西ないし西に進み、御山三角 点 (1,160 9メートル)を経て、更に 同区域界をほぼ南に進み、旧同郡美川 村と旧同郡柳谷村との境界に至る。こ こから同境界を雨西に進み、大川端三 角点 (1 525 Dメートル)で久万高原 町と蓋多郡内子町との境界に至り、こ こから同境界をほぼ北西に進み、カ道グム河辺線 との交点に至り、ここから同市道を南 東ないし北西に進み。起点に至る線に 囲まれた区域 神南山体 横下をほぼ北西に進み、カ道の大町と旧 同郡小田町との境界の交点に至る。こ こから入万高原町大川と同町露鉾との 境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、 同国道をほぼ東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 東川体第 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 区 東川体第 上字穴郡久万高原町東川の国道494 区 東川体第 上字穴郡久万高原町東川の国道494 区 同 大川諸西端で国道を更に進み、市道根 太山道環線との交点に至り、ここから 同市道を南西ないし北に進み、市道根 太山道環線との交点に至り、ここから 同市道を南西に北み、市道根 太山道環線との交点に至り、ここから 同市道を南西にいし北に進み、市道根 太山道環線との交点に至り、ここから 同市道を南西ににより、市道根 太山道環線との交点に至り、ここから 同市道を南西ににより、市道根 太山道環線との交点に至り、ここから 同市道を南西にいし北に進み、同国道 に出る。ここから同園道をほぼ東に進 み、県道雷田五郎停車場線との交点に至り、 ここから同園道をほぼ東に進 み、県道管田五郎停車場線との交点に至り、 ここから同園道をほぼ東に進 み、県道管田五郎停車場線との交点に至り、 ここから同園道をほぼ東に進 み、県道管田五郎停車場線との交点に 至り、ここから同園道をほぼ東に進 み、県道管田五郎停車場線との交点に 至り、ここから同園道をほぼ東に進 み、県道管田五郎停車場線との交点に 至り、ここから同園道をほぼ東に進 み、県道管田五郎停車場線との交点に 至り、ここから同園道をほぼ東に進 み、原西真正とび。 をはずに進み、・市道除東上を経りで変点に をはずに進み、・市道除東上を経りで変点に ではる。ここから同園道をほぼ東に進 み、県道管田五郎停車場線との交点に 至り、ここから同園道をほぼ東に進 み、県道管田五郎停車場線との交点に 至り、ここから同園道をほぼ東に進	
道藤之原汗濫線に出る。ここから同市 直底進み、美川スキー場特定編具使用 禁止区域界に至り、ここから同区域界 をほぼ北西ないし西に進み、御山三角 点(1,160 9メートル)を経て、更に 同区域界をほぼ南に進み、旧同郡美川 村と旧同郡柳谷村との境界に至る。こ こから同境界を南西に進み、大川輔三 角点(1,525 0メートル)で久万高原 町と喜多郡内子町との境界に至り、こ て、更に同境界を南西ないしほぼ北西 に進み、旧剣川村と旧同郡久万町と旧 同郡外田町との境界の支点に至り、ここから同市道をを経済し、ここから同境界を南西ないしばぼ北西 に進み、旧剣川村と旧同郡久万町と旧 同郡外田町との境界の交点に至る。こ こから入万高原町大川と同町露峰との 境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 東川休猟 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 区 東川休猟 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 区 、ここから同県道を西ないし北に進み、同国道に出る。ここから同間道をほぼ東に進み、市道根 太山道環線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道根 太山道環線との交点に至り、ここから同市道を南西ないし北に進み、市道根 太山道環線との交点に至り、ここから同市道を南西ないの文点に至り、ここから同市道を南西ないの文点に至り、ここから同市道を南西ないの交点に至り、ここから同市道を南西ないの交点に至り、ここから同市道を南西ないの交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道根 太山道環線との交点に至り、ここから同間道をほぼ東に進み、県道音田部停車場線との交点に至り、ここから同間道をほぼ東に進み、県道音田部中・環線との交点に至り、ここから同間道をほぼ東に進み、県道音田部中・町場段との交点に	
適をほぼ北に進み、声道機中で 禁止区域界に至り、ここから同市道を ほぼ北西ないし西に進み、御山三角 点 (1,160 9メートル)を経て、更に 同区域界をほぼ南に進み、旧田郡美川 村と旧同郡柳谷村との境界に至る。ここから同境界を南西に進み、大川嶺三 角点 (1,525 0メートル)で久万高原 町と喜多都内子町との境界に至り、ここから同境界を南西に進み、 北崎正角点 (1,379 6メートル)を経 て、更に同境界を南西ないしほば北西 に進み、旧美川村と旧同郡久万町と旧 同郡小田町との境界の交点に至る。ここから同園道を東に進み、県道島首五十 崎線との交点に至る。ここから月県道 をほぼ東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、 同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、 同国道に出て、 同国道をほぼ東に進み、 原国 をほび南に進み、 市道除家土手線との交点に至り、 ここから同市道を南西ないし北西に 進み、 市道除家土手線との交点に至り、 ここから同市道を南西に進み、 市道根 太山道環線との交点に至り、 ここから同東道を西ないし北に進み、 同国道に出る。ここから同東道をほび東に進み、 県道曾田五郎停車場線との交点に至り、 ここから同東道を西ないし北に進み、 見国道に出る。ここから同東道をほび東に進み、 県道曾田五郎停車場線との交点に 至り、 ここから同東道を正とに進み、 足 と ころと 100 に 200 に	
西に進み、美川スキー場特定猟具使用 禁止区域界に至り、ここから同区域界 をほぼ北西ないし西に進み、御山三角 点(1,160 9メートル)を経て、更に 同区域界をほぼ南に進み、旧同郡美川 村と旧同郡郷谷村との境界に至る。こ こから同境界を南西に進み、大川福三 角点(1,525 0メートル)で久万高原 町と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同市道を南東ないし北西に進み、起点に至る線に 町と高多郡内子町との境界を回びいしほば北西 に進み、旧美川村と旧同郡久万町と旧 同郡小田町との境界の交点に至る。こ こから久万高原町大川と同町露峰との 境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、 同国道をほぼ東に進み、同国道に出て、 同国道をほぼ東に進み、同国道に出て、 同国道をほぼ東に進み、同国道に出て、 同国道をほぼ東に進み、同国道に出て、 同国道をほび東に進み、同国道に出て、 同国道をほび東に進み、同国道に出て、 同国道をほび東に進み、同国道に出て、 同国道をほび東に進み、同国道に出て、 同国道をほび東に進み、同国道に出て、 同国道をほび東に進み、同国道に出て、 同国道をほび東に進み、同国道に出て、 同国道をほび東に進み、同国道に出て、 同国道をほび東に進み、同国道に出て、 同国道をほび東に進み、同国道に出て、 同国道をほび東に進み、にこから同東道を西ないし北に進み、 東川休瀬 区 号と県道西条久万線との交点を起点と し、ここから同東道を西ないし北に進み、 東川休瀬 区 明主部との境界に至り、ここから 同市道を南西ないし北に進み、同国道 に出る。ここから同国道をほび東に進み、 ・県道曾田五郎停車場線との交点に 至り、ここから同国道をほび東に進み、 ・県道曾田五郎停車場線との交点に 至り、ここから同国道をほび東に進み、 ・県道曾田五郎停車場線との交点に 至り、ここから同国道をほび東に進み、 ・県道曾田五郎停車場線との交点に 至り、ここから同国道をほび東に進み、 ・県道曾田五郎停車場線との交点に	Ŀ
禁止区域界に至り、ここから同市道を をほぼ北西ないし西に進み、御山三角 点(1,160 9メートル)を経て、更に 同区域界をほぼ南に進み、旧同郡美川 村と旧同郡柳谷村との境界に至る。こ こから同境界を南西に進み、大川領三 角点(1,525 0メートル)で久万高原 町と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同市道を南 東ないし北西に進み、起点に至る線に 囲まれた区域 神南山体 大洲市新谷の県道菅田五郎停車場線 と国道56号との交点を起点とし、ここ から同間道をほぼ東に進み、県道島首五十 崎線との交点に至る。ここから同県道 をほぼれ東に進み、県道島首五十 崎線との交点に至る。ここから同県道 をほぼ南に進み、大川橋西端で国道19 7号に出て、同国道をほび東に進み、同国道に出て、 同国道をほぼ東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 本ほび南に進み、大川橋西端で国道19 7号に出て、同国道を西ないし北西に 進み、市道除家士手線との交点に至り、ここから同県道 をほぼ南に進み、大川橋西端で国道19 7号に出て、同国道を西ないし北西に 進み、市道除家士手線との交点に至り、ここから同局道を渡び東に進み、 、ここから同市道を南西ないし北西に 進み、市道除家土手線との交点に至り、ここから同局道を居び東に進み、 、川体猟 区 号と県道西条久万線との交点を起点と し、ここから同園道をほび東に進み、県道曾田五郎停車場線との交点に至り、ここから同園道をほび東に進み、 県道菅田五郎停車場線との交点に至り、ここから同園道をほび東に進 み、県道菅田五郎停車場線との交点に 至り、ここから同園道をおに進み、起	
をほぼ北西ないし西に進み、御山三角 点 (1,160 9メートル)を経て、更に 同区域界をほぼ南に進み、旧同郡美川 村と旧同郡柳谷村との境界に至る。こ こから同境界を南西に進み、大川嶺三 角点 (1,525 0メートル)で久万高原 町と喜多郡内子町との境界に至り、こ こから同境界を高西ないしほぼ北西に進み、狼ヶ 城山三角点 (1,379 6メートル)を経 て、更に同境界を南西ないしほぼ北西に進み、狼ヶ 城山三角点 (1,379 6メートル)を経 て、更に同境界を南西ないしほぼ北西に進み、旧美川村と旧同郡久万町と旧 同郡小田町との境界の交点に至る。こ こから入万高原町大川と同町霧峰との 境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 本ほぼ東に進み、た川橋西端で国道197号に出て、同国道を百ば東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 大山道環線との交点に至り、ここから同市道を南西ないし北西に 進み、市道線家土手線との交点に至り、ここから同市道を南西ないし北西に 進み、市道線家土手線との交点に至り、ここから同市道を南西ないし北に進み、市道根 太山道環線との交点に至り、ここから同市道を高西のよりし北に進み、同国道に出る。ここから同国道をほぼ東に進み、同国道に出る。ここから同国道をほぼ東に進み、同国道に出る。ここから同国道をほぼ東に進み、県道普田五郎停車場線との交点に至り、ここから同国道をおに渡み、起	
点(1,160 9メートル)を経て、更に 同区域界をほぼ南に進み、旧同郡美川 村と旧同郡柳谷村との境界に至る。こ こから同境界を南西に進み、大川嶺三 角点(1 525 0メートル)で久万高原 町と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同市道を市 東ないし北西に進み、起点に至る線に 囲まれた区域 神南山休 、大洲市新谷の県道菅田五郎停車場線 と国道56号との交点を起点とし、ここから同国道を取に進み、県道高百五十 崎線との交点に至り、ここから同国道を東に進み、現っ 地山三角点(1 379 6メートル)を経 て、更に同境界を南西ないしほぼ北西 に進み、旧美川村と旧同郡久万町と旧 同郡小田町との境界の交点に至る。こ こから久万高原町大川と同町露峰との 境界をほば北東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 東川休瀬 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 日と県道西条久万線との交点を起点とし、ここから同県道を西ないし北に進み、同国道を百ば東に進み、同国道を百ば東に進み、同国道と同町土鳥との境界に至いし北に進み、同国道を百ば東に進み、同国道を百ば東に進み、同国道を百郎工鳥との境界に至	
同区域界をほぼ南に進み、日同郡美川村と旧同郡柳谷村との境界に至る。ここから同境界を南西に進み、大川嶺三角点(1,525 0メートル)で久万高原町と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同境界を南西に進み、狼ヶ城山三角点(1,379 6メートル)を経て、更に同境界を南西ないしほぼ北西に進み、間差川村と旧同郡久万町と旧同郡小田町との境界の交点に至る。ここから同園道を東に進み、県道島首五十崎線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域 東川休瀬 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 日と県道西条久万線との交点を起点とし、ここから同・道を南西ないし北に進み、同国道を西ないし北に進み、同国道をほぼ東に進み、東道青田五郎停車場線との交点に至り、ここから同・道を南西に北の、市道根太山道環線との交点に至り、ここから同・道を南西ないし北に進み、同国道をほぼ東に進み、原国道をほぼ東に進み、東道青田五郎停車場線との交点に至り、ここから同・市道を南西ないし北に進み、同国道を西ないし北に進み、同国道を活ぼ東に進み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至	
村と旧同郡柳谷村との境界に至る。こ こから同境界を南西に進み、大川嶺三 角点(15250メートル)で久万高原 町と喜多郡内子町との境界に至り、こ こから同境界をほぼ北西に進み、狼ヶ 城山三角点(13796メートル)を経 て、更に同境界を南西ないしほぼ北西 に進み、旧美川村と旧同郡久万町と旧 同郡小田町との境界の交点に至る。ここから同国道を東に進み、県道鳥首五十 崎線との交点に至る。ここから同県道 をほぼ東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 東川休猟 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 区 号と県道西条久万線との交点を起点と し、ここから同県道を西ないし北に進み、同国道 に近る。ここから同国道をほぼ東に進み、同国道 に囲まれた区域 東川休猟 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 区 同野連を西ないし北に進み、同国道 に出る。ここから同国道をほぼ東に進み、県道曹田五郎停車場線との交点に至り、ここから同市道を南西ないし北に進み、同国道 に出る。ここから同国道をほぼ東に進み、県道曹田五郎停車場線との交点に至り、ここから同国道をほぼ東に進み、県道曹田五郎停車場線との交点に至り、ここから同国道をほぼ東に進み、県道曹田五郎停車場線との交点に至り、ここから同国道をほぼ東に進み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至	
こから同境界を南西に進み、大川領三 角点(1525 0メートル)で久万高原 町と喜多郡内子町との境界に至り、こ こから同境界をほぼ北西に進み、狼ヶ 城山三角点(1379 6メートル)を経 て、更に同境界を南西ないしほぼ北西 に進み、旧美川村と旧同郡久万町と旧 同郡小田町との境界の交点に至る。こ こから久万高原町大川と同町露峰との 境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、 同国道をほぼ東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 東川休猟 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 区 号と県道西条久万線との交点を起点と し、ここから同県道を西ないし北に進 み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至	
### ### ### #########################	
町と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同境界をほぼ北西に進み、狼ヶ城山三角点(1,379 6メートル)を経て、更に同境界を南西ないしほぼ北西に進み、旧美川村と旧同郡久万町と旧同郡小田町との境界の交点に至る。ここから内高原町大川と同町露峰との境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域を開発をある。ここから同市道を南西に進み、市道根太山道環線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道根太山道環線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道根太山道環線との交点に至り、ここから同市道を南西にはより、市道を南西ないし北に進み、同国道に出る。ここから同国道をほぼ東に進み、県道曹田五郎停車場線との交点に至り、ここから同東道を市西ないし北に進み、同国道に出る。ここから同国道をほぼ東に進み、県道曹田五郎停車場線との交点に至り、ここから同県道を北に進み、起	Ŀ
正から同境界をほぼ北西に進み、狼ヶ城山三角点(1379 6メートル)を経て、更に同境界を南西ないしほぼ北西に進み、旧美川村と旧同郡久万町と旧同郡小田町との境界の交点に至る。ここから同県道を西ないし北西に境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域を開まれた区域を開きる。このから同県道を西ないし北に進み、市道根太山道環線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道根太山道環線との交点に至り、ここから同市道を南西ないし北に進み、同国道を民ぼ東に進み、市道根太山道環線との交点に至り、ここから同東道を西ないし北に進み、同国道に出る。ここから同国道をほぼ東に進み、県道菅田五郎停車場線との交点に至り、ここから同県道を西ないし北に進み、同国道に出る。ここから同県道を北に進み、見国道に出る。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。ここから同県道を北に進み、起たる。	上
城山三角点(1379.6メートル)を経 て、更に同境界を南西ないしほぼ北西 に進み、旧美川村と旧同郡久万町と旧 同郡小田町との境界の交点に至る。こ こから久万高原町大川と同町露峰との 境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、 同国道をほぼ東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 東川休猟 と河で郡久万高原町東川の国道494 区 安と県道西条久万線との交点を起点と し、ここから同県道を西ないし北に進 み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至	T
て、更に同境界を南西ないしほぼ北西 に進み、旧美川村と旧同郡久万町と旧 同郡小田町との境界の交点に至る。こ っから久万高原町大川と同町露峰との 境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、 同国道をほぼ東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 東川休猟 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 区 号と県道西条久万線との交点を起点と し、ここから同県道を西ないし北に進 み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至	
に進み、旧美川村と旧同郡久万町と旧 同郡小田町との境界の交点に至る。こ こから久万高原町大川と同町露峰との 境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、 同国道をほぼ東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 東川休猟 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 区 号と県道西条久万線との交点を起点と し、ここから同県道を西ないし北に進 み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至	
同郡小田町との境界の交点に至る。こ こから久万高原町大川と同町露峰との 境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、 同国道をほぼ東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 東川休猟 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 区 長と県道西条久万線との交点を起点と し、ここから同県道を西ないし北に進 み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至	
こから久万高原町大川と同町露峰との 境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、 同国道をほぼ東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 東川休猟 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 区 号と県道西条久万線との交点を起点と し、ここから同県道を西ないし北に進 み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至	
境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、 同国道をほぼ東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 東川休猟 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 区 号と県道西条久万線との交点を起点と し、ここから同県道を西ないし北に進 み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至	
同国道をほぼ東に進み、起点に至る線 に囲まれた区域 東川休猟 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 同上 日本の交点を起点とし、ここから同県道を西ないし北に進み、同国道をほぼ東に進み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至	
に囲まれた区域 大山道環線との交点に至り、ここから 同市道を南西ないし北に進み、同国道 に出る。ここから同国道をほぼ東に進 ひ、ここから同県道を西ないし北に進 み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至 至り、ここから同県道を北に進み、起	
東川休猟 上浮穴郡久万高原町東川の国道494 同 上 同市道を南西ないし北に進み、同国道 に出る。ここから同国道をほぼ東に進 し、ここから同県道を西ないし北に進 み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至 至り、ここから同県道を北に進み、起	
区 号と県道西条久万線との交点を起点と に出る。ここから同国道をほぼ東に進し、ここから同県道を西ないし北に進み、県道菅田五郎停車場線との交点に み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至 至り、ここから同県道を北に進み、起たススペルに囲まれた反対	
し、ここから同県道を西ないし北に進 み、県道菅田五郎停車場線との交点に み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至 至り、ここから同県道を北に進み、起	
み、同町直瀬と同町七鳥との境界に至 至り、ここから同県道を北に進み、起	
아, 데피크(제도데피) 디찌드(아)됐아(다.	
り、ここから同境界を北東に進み、同	
町直瀬と同町七鳥と同町本組との境界 長浜東休 大洲市と伊予市との境界と国道378 同	上
の交点に至り、ここから旧同郡面河村 猟区 号との交点を起点とし、同境界を南東	
と旧同郡美川村との境界を東に進み、 に進み、旧喜多郡長浜町と旧大洲市と	
四辻ノ森三角点(1 201 3メートル) の境界に至る。ここから同境界を南な	
を経て、更に同境界をほぼ東に進み、 いし西に進み、白滝鳥獣保護区界に至	
三光ノ辻山三角点(1 215 3メートル) り、同区界を北西ないし南西ないし南	
で愛媛県と高知県との境界に至り、こ 東ないし北東に進み、再び同境界に至	
こから同境界を南に進み、境野隧道でる。ここから同境界をほぼ南西に進み、	
同国道に出て、同国道を西に進み、起県道大洲長浜線に出て、同県道を北西	
点に至る線に囲まれた区域に進み、同国道に出る。ここから同国	
中津休猟 愛媛県と高知県との境界と国道33号 同 上 道を北東に進み、起点に至る線に囲ま	
区との交点を起点とし、ここから同国道れた区域	
を西ないし北に進み、上浮穴郡久万高 論田休猟 喜多郡内子町の県道内子双海線と国 同	上
原町中津と同町日野浦との境界に至り、 区 道56号との交点を起点とし、ここから	_
ここから同境界を北ないし東に進み、 同国道をほぼ南に進み、旧喜多郡内子	
中津明神山三角点(1 540 6メートル) 町と旧同郡五十崎町との境界に至る。	
で愛媛県と高知県との境界に至り、こ	
- 사진 모든 보고 하시기 보는 생기	
大洲予子 大洲市肱川町予子林の市道ダム河辺 同 上 との境界をほぼ北に進み、同町と同市 との境界をほぼ北に進み、同町と同市	
林休猟区 線と県道小田河辺大洲線との交点を起 と伊予市との境界の交点に至る。ここ	
点とし、ここから同県道をほぼ北東に から内子町と伊予市との境界を北東に から内子町と伊予市との境界を北東に から内子町と伊予市との境界を北東に から内子町と伊予市との境界を北東に	
進み、同県道と旧喜多郡肱川町と旧同 進み、県道串中山線に出て、同県道を	

	十/3,25年10万10日		717 114	#23145	
	南東に進み、県道内子双海線との交点			 境界を北西ないし北に進み、大野山三	
	に至る。ここから同県道をほぼ南に進			角点(796.6メートル)を経て、更に	
	み、起点に至る線に囲まれた区域 			同境界を約400メートル北に進み、林	
柾小屋休	喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町	同上		道藤ヶ成線に至る谷に至り、ここから	
猟区	と西予市との境界の交点を起点とし、			同谷を南東に進み、市道(野)籠谷線 	
	ここから内子町と西予市との境界をほ			を横断し、同林道に出て、同林道を南 	
	ぽ西ないし北西に進み、小田深山鳥獣			東に進み、市道(野)寺谷線に出て、	
	保護区界に至る。ここから同区界を北			同市道を南東に進み、市道(野)寺谷	
	東に進み、妙見森三角点(1,325.0メ			梶原橋詰線との交点に至り、ここから	
	ートル)を経て、更に同区界をほぼ北			同市道を南東に進み、起点に至る線に	
	東に進み、淵首で黒川に出て、ここか			囲まれた区域	
	ら同川左岸を下流に進み、内子町と久				同上
	万高原町との境界に至る。ここから同		野休猟区	対する 日子中城川町淫野の中道(城)柱野	10 1
	境界を南に進み、起点に至る線に囲ま		到你抓位		
				し、ここから同県道をほぼ北に進み、	
	れた区域 		1	県道大茅辰ノ口線との交点に至り、こ 	
伊方休猟	西宇和郡伊方町湊浦の伊方大川河口	同上		こから同県道をほぼ北に進み、林道雨	
X	の妙見橋北端を起点とし、ここから海			包線との交点に至る。ここから同林道	
	岸線をほぼ南西に進み、女子岬を経て、			をほぼ北西に進み、同町と同市野村町	
	更にその海岸線を北西ないし南西に進			との境界に至り、ここから同境界を北	
	み、同町二見と同町三机との境界に至			東に進み、愛媛県と高知県との境界に	
	る。ここから同境界を北に進み、海岸			至り、ここから同境界をほぼ南に進み、	
	線に出る。ここからその海岸線を北東			 三角点 (929 Ωメートル)に至る。こ	
	に進み、町道伊方越臨港線の終点に至			 こから林道大規模上高地線の起点に通	
				じる稜線を南西に進み、同林道に出て、	
	り、ここから同町道を南に進み、県道			同林道を西に進み、同林道終点に至る。	
	鳥井喜木津線に出て、同県道を東に進			ここから稜線をほぼ西に進み、林道熊	
	み、再び町道伊方越臨港線との交点に				
	至る。ここから同町道をほぼ東に進み、			の谷線に出て、同林道を西ないし北に	
	再び県道鳥井喜木津線に出て、同県道			進み、市道(城)程野線に出て、同市	
	を南西に進み、町道湊浦伊方越線との			道を西ないし北に進み、起点に至る線 	
	交点に至る。ここから同町道をほぼ東			に囲まれた区域	
	に進み、国道197号に出て、同国道を		成川休猟	北宇和郡鬼北町と同郡松野町との境	同上
	東に進み、伊方大川橋北端で伊方大川			│ │ 界とJR四国予土線との交点を起点と	
	に出る。ここから同川右岸を下流に進			し、ここから同境界をほぼ南西ないし	
	み、起点に至る線に囲まれた区域			南に進み、三角点(402 8メートル)	
⇔ □ 1 (1 × × ×			-	を経て、更に同境界を南西に進み、郭	
烏殿休猟 —	西予市宇和町卯之町の県道鳥坂宇和	同上			
X	線と国道56号との交点を起点とし、こ			公岳三角点(1,010.1メートル)で鬼	
	こから同国道を北に進み、同町久保で			北町と松野町と宇和島市との境界の交	
	同県道との交点に至り、ここから同県			点に至る。ここから鬼北町と同市との 	
	道をほぼ東ないし南に進み、起点に至			境界を西ないし南西に進み、梅ヶ成峠 	
	る線に囲まれた区域のうち、卯之町鳥			を経て、更に同境界を北西ないし北に	
	獣保護区及び関地池特定猟具使用禁止			進み、国道320号に出る。ここから同	
	区域の区域を除いた区域			国道をほぼ東に進み、水分、中組及び	
大判山休	西予市野村町鳥鹿野橋東端を起点と	同上	-	下組の各部落を経て、更に同国道を東	
猟区		13 1		に進み、同線との交点に至る。ここか	
m 🗠	し、ここから市道(野)鳥鹿野線を南			ら同線を南東に進み、起点に至る線に	
	に進み、国道441号に出て、同国道を			 囲まれた区域のうち、滑床成川鳥獣保	
	ほぼ南東に進み、市道(野)鮎返河西			護区並びに国有林2051林班及び2052林	
	線との交点に至る。ここから同市道を			班の区域を除いた区域(鬼北総合公園	
	西ないしほぼ南に進み、市道(野)出			-	
	合河西線との交点に至り、ここから同			特定猟具使用禁止区域を含む。) 	
		1		北京和那中北町公服川の月送下徳山。	同上
	市道を南東に進み、県道宇和野村線に		日向谷・	北宇和郡鬼北町父野川の県道下鍵山・	123 -
	市道を南東に進み、県道宇和野村線に 出て、同県道を南西に進み、同町と同		日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	松野線と国道320号との交点を起点と	

第2514号

中川休猟区	国道197号との交点に至る。ここ高知明中では、ここの境界に進み、ここの境界を中ででは、ここの境界を対象を関係を関係を対象を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	同上
	て、更に同境界を北に進み、通称ネバ	

○愛媛県告示第1135号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第14条第1項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣に関し、捕獲等 をすることができる区域を指定する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	存続期間	捕獲等をすることができる特定 鳥獣の種類
四国中央市地内の関川休猟	平成25年11月	イノシシ、ニホン
区の全域	1日から平成	ジカ
	28年10月31日	
	まで	
四国中央市地内の寒川山休	同上	同上
猟区の全域		
新居浜市地内の保土野休猟	同上	同上
区の全域		
新居浜市地内の郷山阿島休	同上	同上
猟区の全域		
西条市地内の早川休猟区の	同上	同上

全域				
西条市地内の楠窪休猟区の 全域	同	上	同	上
今治市地内の木浦休猟区の 全域	同	上	同	上
越智郡上島町地内の赤穂根 島休猟区の全域	同	上	同	上
松山市地内の米野休猟区の 全域	同	上	同	上
松山市地内の本谷休猟区の 全域	同	上	同	上
伊予市地内の黒岩岳休猟区 の全域	同	上	同	上
伊予市地内の影之浦休猟区 の全域	同	上	同	
東温市地内の北方休猟区の 全域	同	上	同	上
東温市地内の河之内休猟区 の全域	同	上	同	上
伊予郡砥部町地内の大角蔵 休猟区の全域	同	上	同	上
上浮穴郡久万高原町地内の 大川休猟区の全域	同	Ŀ	同	上
上浮穴郡久万高原町地内の 東川休猟区の全域	同	上	同	上
上浮穴郡久万高原町地内の 中津休猟区の全域	同	上	同	上
大洲市地内の大洲予子林休 猟区の全域	同	上	同	上
大洲市地内の神南山休猟区 の全域	同	上	同	上
大洲市地内の長浜東休猟区 の全域	同	上	同	上
喜多郡内子町地内の論田休 猟区の全域	同	上	同	上
喜多郡内子町地内の柾小屋 休猟区の全域	同	Ŀ	同	上
西宇和郡伊方町地内の伊方 休猟区の全域	同	上	同	上
西予市地内の鳥殿休猟区の 全域	同	上	同	上
西予市地内の大判山休猟区 の全域	同	上	同	上
西予市地内の雨包・窪野休 猟区の全域	同	上	同	上
北宇和郡鬼北町地内の成川 休猟区の全域	同	上	同	上
北宇和郡鬼北町地内の日向	同	上	同	上

谷・富母里休猟区の全域		
南宇和郡愛南町地内の中川	同上	同上
休猟区の全域		

○愛媛県告示第1136号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を 指定する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区域	存続期間	禁止に係る 特定猟具の 種類
関川上	四国中央市土居町畑野の関川大橋南	平成25年	銃 器
特定猟	端の市道土居高曽根線と市道畑野旧国	11月1日	
具使用	道線と市道阿島道線との交点を起点と	から平成	
禁止区	し、ここから同市道並びにこれに続く	35年10月	
域	農道を北西に進み、関川右岸堤防に至	31日まで	
	る。ここから同川右岸を上流に進み、		
	高曽根橋南端に至り、ここから同橋を		
	北に進み、同橋北端で同川に出て、こ		
	こから同川左岸を下流に進み、関川大		
	橋北端に至り、ここから同橋を南に進		
	み、起点に至る線に囲まれた区域		
寺尾池	西条市丹原町寺尾甲768区域一円	同上	同上
特定猟			
具使用			
禁止区			
域			
鈍川特	今治市玉川町鈍川の市道木地川本線	同上	同 上
定猟具	と通称シシオチ谷筋との交点を起点と		
禁止区	し、ここから同市道を南東に進み、湯		
域	の花橋を経て、更に同市道を約500メ		
	ートル南に進み、鋪巻橋の手前で水源		
	の森橋に至る遊歩道松林の道との交点		
	に至り、ここから同遊歩道を東ないし		
	南に進み、同橋に至り、ここから同橋		
	を渡り、同市道に出て、同市道をほぼ		
	西に進み、鋪巻橋でふれあい橋に至る		
	遊歩道うつぎの道との交点に至り、同		
	遊歩道をほぼ北に進み、同橋西橋で通		
	称カケ谷筋に出て、同谷筋左岸を上流		
	に進み、林道力ケ谷線と遊歩道やまぶ		
	きの道との交点に至る。ここから同遊		
	歩道をほぼ北に進み、市道シシオチ線		
	を横断し通称シシオチ谷筋に出て、同		
	谷筋右岸を下流に進み、起点に至る線		
	に囲まれた区域		
イナズ	今治市大三島町宗方の県道大三島環	同上	同上
ミ特定	状線と市道浜条線との交点を起点とし、		
猟具禁	ここから同県道をほぼ南に進み、関前		
止区域	村鳥獣保護区界との交点で海岸線に出		

						_
	る。ここからその海岸線を西に進み、					
	尾の崎を経て、更にその海岸線を北な					
	いし北東に進み、起点に至る線に囲ま					
	れた区域					
高浜特	松山市高浜六丁目の県道松山港内宮	=	—— 上	同	—— 上	
定猟具	線の高浜保育園正門前を起点とし、こ	נכו		12)		
使用禁	こから同県道をほぼ北に進み、高浜公					
止区域	園を経て、更に同県道を北東に約200					
11123	メートル進み、農道との交点に至り、					
	ここから同農道を東に約100メートル					
	進み、最初の分岐点に至り、ここから					
	同農道分岐線を南東に約100メートル					
	進み、二番目の分岐点に至り、ここか					
	ら同農道分岐線を南東に進み、同農道					
	終点に至る。ここから標高点(50.0メ					
	ートル)に至る直線をほぼ南に進み、					
	同標高点に至り、ここから山道を南西					
	に進み、農道に出る。ここから起点に					
	至る直線を南西に進み、起点に至る線					
	に囲まれた区域					
砥部川	伊予郡砥部町高尾田の重信大橋南端	同	上	同	上	
下流・	を起点とし、ここから重信川左岸を上					
通谷池	流に進み、県道久谷森松停車場線との					
特定猟	交点に至り、ここから同県道をほぼ南					
具使用	に進み、町道高尾田宮内線との交点に					
禁止区	至る。ここから同町道をほぼ南ないし					
域	ほぼ南西に進み、愛媛県総合運動公園					
	入口に至り、ここから同公園への進入					
	路を北東ないしほぼ東に進み、同町と					
	松山市との境界に至り、ここから同境					
	界を南西ないし南東に進み、えひめこ					
	どもの城の管理道との交点に至る。こ					
	こから同管理道をほぼ南西に進み、町					
	道通り谷東付き線との交点に至り、こ					
	こから同町道をほぼ南西に進み、町道					
	宮内久谷線との交点に至る。ここから					
	同町道を南ないし西に進み、国道33号					
	に出て、同国道を北に進み、起点に至					
	る線に囲まれた区域					
大洲青	大洲市大洲の国道56号と県道大洲保	同	上	同	上	
年の家	内線との交点を起点とし、ここから同					
特定猟	国道をほぼ南に進み、市道黒木野佐来					
具使用	線との交点に至り、ここから同市道を					
禁止区	西に進み、沙那王神社に至る。ここか					
域	ら標高点 (226メートル) に至る稜線					
	を西に進み、同標高点に至り、ここか					
	りょう ら稜線を北に進み、市道下山辺 5 号線					
	に通じる山道に出て、同山道及びこれ					
	に通じる同市道を北東に進み、同県道					
	に出る。ここから同県道をほぼ東に進					
	み、起点に至る線に囲まれた区域					

○愛媛県告示第1137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
くろみつクリニック	今治市郷新屋敷町三丁目4番11号	医療法人 くろみつクリニック	腎臓に関する医療 (育成医療・更生 医療)	平成25年 10月 1 日

○愛媛県告示第1138号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
薬局 日本メディカル	東温市樋口字前川甲1337番地 1	日本メディカルシステム株式会社	薬局(育成医療・ 更生医療)	平成25年 10月 1 日
レデイ薬局 大洲長浜店	大洲市長浜甲448番地 1	株式会社 レデイ薬局	薬局(育成医療・ 更生医療)	平成25年 10月 1 日

○愛媛県告示第1139号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	ビス事業者の 指 定 居 宅	サ	_	Ľ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類			
名称又は氏名	名				称		所		在		地	拍处平月口	リーと人の程類
株式会社さがわ	株式会社	Lさがわ)			52	愛媛県伊	予郡砥	部町宮	内859番	地	平成25年9月1日	福祉用具貸与
株式会社さがわ	株式会社	tさがわ)			3	愛媛県伊	予郡砥	部町宮	内859番	地	平成25年9月1日	特定福祉用具販売
サポートエヒメ株式会社	ヘルパー	ステー	ション	大陽が	いっぱい	۱. ا	愛媛県伊 也3	予郡松	前町大	字上高	列575番	平成25年9月1日	訪問介護
株式会社サンサンツリー	茶話本舗	デイサ	・ービス	くさくら	511	- 52	愛媛県今	台市郷	桜井二 [·]	丁目 7 [:]	番20号	平成25年9月1日	通所介護
社団法人全国社会保険協会連合会	宇和島社	上会保険	病院			100	愛媛県宇	和島市	賀古町.	二丁目	1番37号	平成25年9月1日	訪問リハビリテー ション
株式会社ライフサポート海	デイサー	・ビスセ	ンタ-	-海			愛媛県宇 也	和島市	吉田町	立間尻	甲1931番	平成25年9月1日	通所介護
株式会社東京ネバーランドえひめ	ファイト	えひめ)			2	愛媛県新 28号	居浜市	西の土	居町一	丁目3番	平成25年9月1日	福祉用具貸与
株式会社東京ネバーランドえひめ	ファイト	えひめ)				愛媛県新 28号	居浜市	西の土	居町一	丁目3番	平成25年9月1日	特定福祉用具販売
合同会社桃花	ヘルパー	-ステー	ション	/桃花		1	愛媛県新 0ドミー	居浜市 ルシバ	西の土 夕101号	居町二	丁目11 -	平成25年9月1日	訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイク	アセン	ター登	道		100	愛媛県西	条市大	町 1572	番2-	2	平成25年9月1日	訪問介護
有限会社エンジェルファミリー	茶話本部	デイサ	ービス	(皆の蜜	24	192	愛媛県四	国中央	市妻鳥	≣ Ţ1556 [;]	番 1	平成25年9月1日	通所介護
特定非営利活動法人倫理生活指導センター	倫理生活	指導セ	ンター	-大洲		32	愛媛県大	州市常	磐町81	番地 1		平成25年9月6日	訪問介護

○愛媛県告示第1140号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。 平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
指足店七川護又抜事業有の名称	名				称		所		在		地	拍处平月口	リーころの種類
有限会社ワードアイ	おかげさ	Ь				愛	媛県今	治市玉	川町別月	新甲93	番3	平成25年9月1日	居宅介護支援
合同会社ゆうあ	指定居宅	介護支	援事業	所ゆう	あ	愛	媛県新	居浜市	松神子[四丁目	2 番23号	平成25年9月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1141号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指定介護予防	ナービス事業所 田田 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	指定年月日 サービスの種類
株式会社さがわ	株式会社さがわ	愛媛県伊予郡砥部町宮内859番地	平成25年9月1日 介護予防福祉用具 貸与
株式会社さがわ	株式会社さがわ	愛媛県伊予郡砥部町宮内859番地	平成25年9月1日 特定介護予防福祉 用具販売
サポートエヒメ株式会社	ヘルパーステーション太陽がいっぱい。	愛媛県伊予郡松前町大字上高柳575番 地 3	平成25年9月1日 介護予防訪問介護
社団法人全国社会保険協会連合会	宇和島社会保険病院	愛媛県宇和島市賀古町二丁目 1番37号	平成25年9月1日 介護予防訪問リハビリテーション
株式会社ライフサポート海	デイサービスセンター海	愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲1931番地	平成25年9月1日 介護予防通所介護
株式会社東京ネバーランドえひめ	ファイトえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目 3番 28号	平成25年9月1日 介護予防福祉用具貸与
株式会社東京ネバーランドえひめ	ファイトえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目 3番 28号	平成25年9月1日 特定介護予防福祉 用具販売
合同会社桃花	ヘルパーステーション桃花	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目11 - 10ドミールシバタ101号	平成25年9月1日 介護予防訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター登道	愛媛県西条市大町1572番2 - 2	平成25年9月1日 介護予防訪問介護
特定非営利活動法人倫理生活指導センター	倫理生活指導センター大洲	愛媛県大洲市常磐町81番地 1	平成25年9月6日 介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1142号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指	定	居	宅	サ 称	<u>-</u>	Ľ	ス	事	業	所地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社アリックス	タンプリック アリック	ス指定	ご訪問介	·護事業		愛	所 媛県宇 ^淳	和島市	朝日町	四丁目		平成25年 9 月30日	訪問介護

○愛媛県告示第1143号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
指足店七川護又抜事業有の名称	名				称		所		在		地	廃业平月口	リーこ人の種類
有限会社ユニット・ワン	居宅介護	支援事	業所ユ	ニット	・ワン	愛	媛県伊	予市灘	町302番	地 1		平成25年 9 月19日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1144号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指名	定	介	護	予	防称	ี ป	_	Ľ	事	業	所地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社アリックス	アリッ	クス指	定訪問	問介護	事業原		愛		宇和島		丁目(平成25年 9 月30日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1145号

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)第3条第2項の規定により告示する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 調査の目的

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態把握及び今後の 労働施策検討のための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

常用労働者が5人以上の県内民間事業所(平成24年経済センサス-活動調査)

- 3 報告を求める事項
- (1) 事業所の概要に関すること。
- (2) 企業としての意識に関すること。
- (3) 育児休業制度及び労働者の育児に対する援助に関すること。
- (4) 介護休業制度及び労働者の家族の介護に対する援助に関すること。
- (5) 子の看護のための休暇に関すること。
- (6) 要介護状態にある家族の介護のための休暇に関すること。
- (7) 配偶者出産休暇制度に関すること。
- (8) 両立支援のために行政に期待すること。
- 4 報告を求める事項の基準となる期日 平成25年10月1日(火)
- 5 報告を求める者

2 に該当する事業所のうち無作為に抽出された2 ,000事業所の 事業主

- 6 報告を求めるために用いる方法 郵送配布及び郵送回収によるアンケート調査
- 7 報告を求める期間 平成25年11月11日(月)から同年12月11日(水)まで

○愛媛県告示第1146号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所 西予市城川町嘉喜尾2522、2525の1、2526から2529まで、3186 から3188まで

- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 城川町嘉喜尾2522・2525の1・2526・2528・2529・3188 (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1147号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林 法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4727の2、4727の3、4729の2、4781の2から4781の4まで、4786の2、4788、4789の2、4801の

- 2、4801の4から4801の6まで、4802の2、4802の3
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

○愛媛県告示第1148号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律 第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

新居浜市大永山字須領スズ尾344の66、344の103、344の105、344の106

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第1149号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。 平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可	番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の 所 在 地	営業の停 止を命じ た年月日	停止を命じた 営 業 の 範 囲	営業の停止を 命じた期間	営業の停止を命ずる 原因となった事実
(般 - 2 第01353	23) 39号	平成23年 10月 4 日	有限会社 滝平工務 店	滝平 裕作	北宇和郡鬼北町大 字清延171番地	平成25年 10月 8 日	建設業の営業の 全部	平成25年10月8 日から平成25年 10月10日まで (3日間)	有限会社滝平工務店は、同社車庫及び資材置場の隣接地において、ペニヤ板等約100キログラムの廃材を焼却しいた。そのため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、宇和島簡易裁判所から都金50万円、同社代表取締役が罰金30万円の略式命令を受け、同年8月2日にその刑が確定している。

○愛媛県告示第1150号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成25年10月18日

波止浜港港湾管理者 愛媛県 代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 菅 良二

今治市大三島町宮浦5714番3

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 埋立区域
 - ア位置

今治市小浦町一丁目丁448番19から同448番27までの地先公 有水面

イ 区域

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ平成23年の春分の満潮位(C.D.L.+393メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域基点(今治市小浦町二丁目戊20番8内の国土地理院「小浦」三等三角点)は、北緯34度06分47.1397秒、東経132度58分340141秒の地点

1点は、基点から真北258度21分00秒、372.10メートルの 地点

2 点は、1 点から真北262度25分48秒、20 55メートルの地 点 3 点は、2 点から真北352度25分48秒、8 43メートルの地 点

4点は、3点から真北262度25分38秒、14 25メートルの地 点

5 点は、4 点から真北352度25分34秒、32 28メートルの地 点

6点は、5点から真北82度25分34秒、46 50メートルの地 占

7 点は、6 点から真北352度25分26秒、23 98メートルの地 点

8点は、7点から真北81度16分36秒、29.76メートルの地点

ウ 面積

2 ,037 53平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア位置

今治市小浦町一丁目丁448番19から同448番26までの地先公 有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からH点までを順次直線で結んだ線及びH点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(今治市小浦町二丁目戊20番8内の国土地理院「小浦」三等三角点)は、北緯34度06分47.1397秒、東経132度58分34.0141秒の地点

A点は、基点から真北251度29分54秒、297 59メートルの 地点

B点は、A点から真北262度16分00秒、56 69メートルの地点

C点は、B点から真北261度15分42秒、173 89メートルの

地点

D点は、C点から真北351度15分14秒、95 55メートルの地 点

E点は、D点から真北81度13分24秒、262 .07メートルの地 点

F点は、E点から真北175度06分02秒、52.74メートルの地 点

G点は、F点から真北190度45分33秒、9.79メートルの地 占

H点は、G点から真北205度53分03秒、37 52メートルの地 点

ウ 面積

24 330 .15平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

4 埋立免許年月日 平成25年10月8日

○愛媛県告示第1151号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第

14条第1項の規定に基づき、今治市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(畑寺地区 確定測量)

2 作業期間 平成25年10月18日から

平成26年3月14日まで

3 作業地域 今治市玉川町畑寺、高野

○愛媛県告示第1152号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号 の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年10月18日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

介護員養成研修事業者 の名称又は氏名	介護員養成研修事業者 の所在地又は住所	研修の課程	指 定年月日
アビリティーセンター 株式会社	愛媛県新居浜市坂井町 二丁目3番17号	介護職員初 任者研修課 程	平成25年 10月 8 日

○愛媛県告示第1153号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成25年10月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第30号 平成25年10月 9 日	伊予市宮下字岡崎1766番 9	松山市土居田町833番地 1 セジュール和泉 II A 202号 水 木 雄 太

○愛媛県告示第1154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	長	浜中村	線	大洲市長浜町下 同町下須戒甲18							平成25年10月18日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 平成25年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

土木設計積算システム用機器の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

プリンタ8台、複合機19台(搬入、据付、撤去、調整、保守 一式を含む)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成26年2月1日から平成31年1月31日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る 一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の 事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 営業種別「その他」営業種目「レンタル・リース」又は、営業種別「文具・事務用機器類」営業種目「事務機器」について平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県土木部管理局土木管理課技術企画室システム管理係 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2649

(2) 入札書の受領期限

平成25年11月27日(水)午前10時00分

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成25年11月27日(水)午前10時00分 愛媛県庁第二別館5階土木部入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した 物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければなら ない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成25年11月15日(金)午後5時15分

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: printer 8 units , multifunction printer 19 units
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 27 November 2013
- (3) For further information, please contact: System Administration Section, Technology and Planning Office, Public Works Administration Division, Administration Subdepartment, Public Works Department, Ehime Prefectural Government, 4, 4, 2, Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790, 8570, Japan

Tel 089 912 2649

監査公表

○公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、 監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年10月18日

	監査	対 象	機関		監 査 年 月 日
総	務	管	理	課	平成25年8月27日
人		事		課	平成25年 8 月27日
市	町	振	興	課	平成25年8月27日
私	学	文	書	課	平成25年8月21日
財		政		課	平成25年8月29日
行	革	分	権	課	平成25年8月29日
税		務		課	平成25年8月29日
総	合	政	策	課	平成25年8月7日
秘		書		課	平成25年8月7日
広	報	広	聴	課	平成25年8月7日
統		計		課	平成25年8月8日
情	報	政	策	課	平成25年8月12日
地	域	政	策	課	平成25年8月7日
交	通	対	策	課	平成25年8月7日
文化	・ス	ポー	ツ振興	課	平成25年8月7日

		半成2	25年10)月18	3H	
国	体	総務	企	画	課	平成25年8月5日
国	体	運 営		整		平成25年8月5日
国	体	競技				平成25年8月5日
I 県	民				課	平成25年8月9日
男	女参				動課	平成25年8月9日
人	権			策	課	平成25年8月9日
消	防			全		平成25年8月5日
危	機	管	:	理	課	平成25年8月5日
原	子 ナ) 安	全 対	力 策	意課	平成25年8月5日
環	境	政		策	課	平成25年8月5日
循	環型	包 社	会 推	1 道	まま 課 に まれ こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう かいき	平成25年8月5日
自	然	保	i	護	課	平成25年8月5日
保	健	福	:	祉	課	平成25年 8 月30日
医	療	対	:	策	課	平成25年 8 月30日
健	康	増	;	進	課	平成25年8月21日
薬	務	衛	;	生	課	平成25年 8 月21日
子	育	τ	支	援	課	平成25年8月21日
障	害	福	:	祉	課	平成25年 8 月21日
長	寿	介	i	護	課	平成25年8月20日
産	業	政	:	策	課	平成25年8月8日
企	業	立	:	地	課	平成25年8月8日
観	光	物		産	課	平成25年8月8日
国	際	交	;	流	課	平成25年8月8日
労	政	雇		用	課	平成25年8月8日
産	業	創		出	課	平成25年8月9日
経	営	支	;	援	課	平成25年8月9日
農		政			課	平成25年 8 月28日
農	業	経		済	課	平成25年 8 月28日
ブ	ラ	ンド	戦	略	課	平成25年 8 月28日
農	地	整		備	課	平成25年 8 月26日
農	産	園		芸	課	平成25年 8 月26日
畜		産			課	平成25年 8 月26日
林	業	政		策	課	平成25年 8 月29日
森	林	整		備	課	平成25年 8 月29日
漁		政			課	平成25年 8 月28日
水		産			課	平成25年 8 月28日
漁		港			課	平成25年 8 月28日
土	木	管	:	理	課	平成25年 8 月20日
用		地			課	平成25年 8 月20日
河		Ш			課	平成25年 8 月26日
水	資	源	対	策	課	平成25年8月26日
港	湾	海		岸	課	平成25年8月26日
砂		防			課	平成25年 8 月26日
道	路	建	İ	設	課	平成25年 8 月27日
道	路	維	;	持	課	平成25年8月27日
都	市	計	į	囲	課	平成25年8月27日

都	市	整	備	課	平成25年 8 月27日
建	築	住	宅	課	平成25年8月20日
出		納		局	平成25年8月20日
人	事 委	員 会	事務	局	平成25年8月21日
議	会	事	務	局	平成25年8月8日
監	查	事	務	局	平成25年 8 月30日
労	働 委	員 会	事務	局	平成25年 8 月30日

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 収入未済の代執行費用徴収金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
17年度	6者	57 ,393 ,183	平成24年度決 算による

(循環型社会推進課)

2 生活安定資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

	区分	Ц	以入未済額 (円)	備考
	<u>ь</u> л	現年度分	滞納繰越分	計	州 与
Ī	24年度	0	48 250 500	48 250 500	
Ī	23年度	0	48 483 880	48 483 880	金額は各年度 の決算による
	差引増減	0	233 ,380	233 ,380	

(保健福祉課)

3 収入未済の低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金について、適切に 債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
11年度	1者	23 ,000	平成24年度決 算による

(保健福祉課)

4 看護職員修学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
22年度、23年度 及び24年度	2者	1 #22 ,000	平成24 算によ	年度決 る

(医療対策課)

5 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の 縮減に、一層努められたい。

	収入未済額(円)			備考
区分	現年度分	滞納繰越分	計	福 5
24年度	333 ,080	2 239 390	2 <i>5</i> 72 <i>4</i> 70	
23年度	125 ,160	2 ,317 ,670	2 442 830	金額は各年度 の決算による
差引増減	207 ,920	78 280	129 ,640	

(子育て支援課)

6 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還 金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努め られたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

	収入未済額(円)		備考	
区分	現年度分	滞納繰越分	計	M 15
24年度	17 ,125 ,351	210 518 546	227 ,643 ,897	
23年度	18 <i>8</i> 85 <i>4</i> 27	195 ,323 ,809	214 209 236	金額は各年度 の決算による
差引増減	1 ,760 ,076	15 ,194 ,737	13 ,434 ,661	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収)	備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
24年度	895 ,653	19 ,978 <i>,</i> 475	20 ,874 ,128	
23年度	895 ,854	19 ,780 <i>,</i> 421	20 ,676 ,275	金額は各年度 の決算による
差引増減	201	198 ,054	197 ,853	

(子育て支援課)

7 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管 理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
19年度及び20年度	1者	340 ,000	平成24 算によ	年度決 る

(障害福祉課)

8 収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権 管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
19年度	1者	34 ,796 ,000	平成24年度決 算による

(企業立地課)

9 収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、 適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
14年度~18年度	2者	52 200	平成24 算によ	年度決 る

(労政雇用課)

10 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(高度化資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	1佣 1号
24年度	0	958 ,942 ,530	958 ,942 ,530	
23年度	0	958 ,942 ,530	958 ,942 ,530	金額は各年度 の決算による
差引増減	0	0	0	

(繊維工業構造改善資金貸付金償還金)

∇ Δ	収入未済額(円)			備考
区分	現年度分	滞納繰越分	計	1 1佣 15
24年度	0	206 ,335 ,949	206 ,335 ,949	
23年度	0	206 868 933	206 868 933	金額は各年度 の決算による
差引増減	0	532 ,984	532 ,984	

(設備近代化資金貸付金償還金)

□ △	Ļ	· 備 考		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	MH 75
24年度	0	5 ,380 ,000	5 ,380 ,000	
23年度	0	5 ,380 ,000	5 ,380 ,000	金額は各年度 の決算による
差引増減	0	0	0	

(施設共同化資金貸付金償還金)

∇ Λ	収入未済額(円)			備考
区分	現年度分	滞納繰越分	計	1佣 1号
24年度	0	9 ,322 ,779	9 ,322 ,779	
23年度	0	9 ,322 ,779	9 ,322 ,779	金額は各年度 の決算による
差引増減	0	0	0	

(経営支援課)

11 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、 納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

$\nabla \wedge$	Ц	以入未済額(円)	備考
区分	現年度分	滞納繰越分	計	1 M 15
24年度	13 ,071 ,000	43 839 947	56 ,910 ,947	
23年度	9 ,384 ,000	37 ,723 ,297	47 ,107 ,297	金額は各年度 の決算による
差引増減	3 ,687 ,000	650, 116, 6	9 ,803 ,650	

(林業政策課)

12 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備	考
15年度 ~ 16年度 及び 19年度 ~ 21年度	4者	1 ,583 ,748	平成24 算によ	年度決 る

(林業政策課)

13 県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成24年度末の歳入不足額は22億8 856万円と、前年度より3 392万円増加しており、さらに、平成24年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時(平成11年度)の6割以下にまで下落していることから、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

(森林整備課)

14 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円) 備			
<u>Δ</u> π	現年度分	滞納繰越分	計	備考
24年度	0	2 ,385 ,000	2 ,385 ,000	
23年度	1 ,000 ,000	1 ,400 ,000	2 ,400 ,000	金額は各年度 の決算による
差引増減	1 ,000 ,000	985 ,000	15 ,000	

(漁政課)

15 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
22年度	1者	969 ,517	平成24年 算による	∓度決 る

(漁政課)

16 住宅貸付損害金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

	収入未済額 (円)			•		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考		
24年度	1 ,314 ,645	34 875 623	36 ,190 ,268			
23年度	1 ,353 <i>,</i> 410	33 522 213	34 875 623	金額は各年度 の決算による		
差引増減	38 ,765	1 ,353 <i>,</i> 410	1 ,314 ,645			

(建築住宅課)

	監査対象機関		監 査 年 月 日
東	予 地 方 局		
	総 務 企 画	部	平成25年 7 月 9 日、 平成25年 7 月10日
	健康福祉環境	部	平成25年 7 月 9 日、 平成25年 7 月10日
	四 国 中 央 保 健	所	平成25年7月9日
	産 業 経 済	部	平成25年7月10日
	東予家畜保健衛生	所	平成25年7月10日
	建 設	部	平成25年7月9日
	四国中央土木事務	所	平成25年7月9日
	今 治 土 木 事 務	所	平成25年7月10日
	鹿森ダム管理事務	所	平成25年7月9日
	黒瀬ダム管理事務	所	平成25年7月9日
	玉川ダム管理事務	所	平成25年7月10日
	台 ダ ム 管 理 事 務	所	平成25年7月10日
	出納	室	平成25年7月9日

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分		備考		
	現年度分	滞納繰越分	計) /# 1 5
24年度	335 ,701 ,837	864 413 009	1 200 ,114 ,846	
23年度	468 ,455 ,712	993 893 861	1 462 349 573	金額は各年度の決算による
差引増減	132 ,753 ,875	129 <i>4</i> 80 <i>8</i> 52	262 234 ,727	井による

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円) 備			考	
	現年度分	滞納繰越分	計	1/用	15
24年度	24 ,000	290 ,505	314 ,505		
23年度	64 <i>4</i> 85	236 ,020	300 ,505	金額はの決算	各年度 による
差引増減	40 ,485	54 <i>4</i> 85	14 ,000		

(健康福祉環境部)

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円) 備			
	現年度分	滞納繰越分	計	· 備 考
24年度	9 542 744	17 ,649 ,069	27 ,191 ,813	
23年度	6 ,763 ,546	13 ,728 ,074	20 491 620	金額は各年度 の決算による
差引増減	2 ,779 ,198	3 ,920 ,995	6 ,700 ,193	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

	収入未済額(円)			備考
区分	現年度分	滞納繰越分	計	1佣 1号
24年度	272 ,516	1 ,151 ,140	1 ,423 ,656	
23年度	323 ,644	848 ,768	1 ,172 <i>,</i> 412	金額は各年度 の決算による
差引増減	51 ,128	302 ,372	251 244	

(健康福祉環境部)

4 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

	収入未済額(円)			備考
区分	現年度分	滞納繰越分	計] MH 15
24年度	1 ,768 ,500	6 218 300	7 ,986 ,800	
23年度	5 ,980 ,500	5 519 ,900	11 ,500 <i>,</i> 400	金額は各年度 の決算による
差引増減	4 212 ,000	698 ,400	3 513 600	

(建設部)

5 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴う もの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備	考
19年度	1者	115 ,688	平成24 算によ	年度決 る

(建設部)

- 6 職員(1名)の住居手当について、支給要件の喪失に伴う手続を怠っていたため、計230,500円(平成19年11月から平成25年4月までの66か月分)が過支給となっていた。 (建設部)
- 7 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

	Ц	以入未済額(円			
区分	現年度分	滞納繰越分	計	· 備 考	
24年度	550 ,500	3 456 600	4 ,007 ,100		
23年度	616 ,300	3 ,580 <i>,</i> 400	4 ,196 ,700	金額は各年度 の決算による	
差引増減	65 ,800	123 ,800	189 ,600		

(今治土木事務所)

	監	查	対	象	機	関		監 査 年 月 日
中	Ť	5	地	方	ī	局		
	総	矛:	务	企		画	部	平成25年 7 月24日
	健	康	福	祉	環	境	部	平成25年 7 月24日

産	業	経	済		部	平成25年 7 月24日
中	予 家	畜 保	健衛	生	所	平成25年7月24日
建		設			部	平成25年7月24日
久	万 高	原土	木 事	務	所	平成25年7月24日
出		納			室	平成25年7月24日

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分		収入未済額(円))	備考
	現年度分	滞納繰越分	計	1/14 1/5
24年度	503 ,057 ,425	1 ,666 ,876 ,119	2 ,169 ,933 ,544	
23年度	596 ,112 ,249	1 ,609 ,485 ,680	2 205 597 929	金額は各年度の決算による
差引増減	93 ,054 ,824	57 ,390 ,439	35 ,664 ,385	井にみる

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	Ц	· 備 考		
	現年度分	滞納繰越分	計	144 15
24年度	1 ,002 ,581	3 ,406 ,043	4 408 624	
23年度	1 ,778 ,319	2 ,528 <i>,</i> 422	4 ,306 ,741	金額は各年度 の決算による
差引増減	775 ,738	877 ,621	101 ,883	

(健康福祉環境部)

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	Ц	備 考			
	現年度分	滞納繰越分	計	M 5	
24年度	1 573 286	5 ,076 ,834	6 ,650 ,120		
23年度	1 ,121 ,801	4 501 <i>4</i> 77	5 ,623 ,278	金額は各年の決算による	度る
差引増減	451 <i>4</i> 85	575 ,357	1 ,026 ,842		

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	Ц	備考		
	現年度分	滞納繰越分	計	1/19 15
24年度	149 ,994	1 535 664	1 ,685 ,658	
23年度	116 ,662	1 ,567 ,764	1 <i>6</i> 84 <i>4</i> 26	金額は各年度の決算による
差引増減	33 ,332	32 ,100	1 232	

(健康福祉環境部)

4 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴う もの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備	考
16年度	1者	97 ,016	平成24年 算による	F度決 る

(産業経済部)

5 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、 引き続き努められたい。

	Ц	備考		
区 分	現年度分	滞納繰越分	計) MH 15
24年度	7 ,735 ,307	47 ,455 ,870	55 ,191 ,177	
23年度	9 ,050 ,600	46 ,408 ,670	55 459 270	金額は各年度 の決算による
差引増減	1 ,315 ,293	1 ,047 ,200	268 ,093	

(建設部)

6 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
19年度	1者	58 ,000	平成24年度決 算による

(建設部)

7 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備	考
21年度及び22年度	2者	83 ,044	平成24年	F度決 S

(建設部)

8 収入未済の道路占用料(過小徴収金に伴うもの。)について、適切 に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
23年度	1者	540	平成24年度決 算による

(建設部)

監査対象機関	監査年月日
南 予 地 方 局	
総務企画	部 平成25年 7 月16日、 平成25年 7 月26日
健康福祉環境	部 平成25年 7 月16日、 平成25年 7 月26日
産業経済	部 平成25年 7 月16日、 平成25年 7 月26日
南予家畜保健衛生	: 所 平成25年7月16日
建設	部 平成25年7月26日
大 洲 土 木 事 務	所 平成25年7月16日
八幡浜土木事務	所 平成25年7月16日
西予土木事務	所 平成25年7月16日
愛 南 土 木 事 務	所 平成25年7月26日
須 賀 川 ダ ム 管 理 事 務	第 所 平成25年7月26日
山財ダム管理事務	平成25年7月26日
出納	室 平成25年7月26日

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

	収入未済額 (円)					
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考		
24年度	100 434 954	250 265 072	350 ,700 ,026			
23年度	111 ,669 ,993	329 ,160 ,810	440 830 803	金額は各年度の決算による		
差引増減	11 235 039	78 ,895 ,738	90 ,130 ,777	井になる		

(総務企画部)

愛

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	Ц	備考		
	現年度分	滞納繰越分	計	M用 15
24年度	2 ,015 ,993	8 200 446	10 216 439	
23年度	1 ,636 ,514	7 ,057 ,751	8 ,694 ,265	金額は各年度 の決算による
差引増減	379 <i>4</i> 79	1 ,142 ,695	1 ,522 ,174	

(健康福祉環境部(地域福祉課))

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還 金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層 努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

	Ц			
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考
24年度	5 262 493	10 ,457 ,607	15 ,720 ,100	
23年度	4 ,332 ,839	7 539 652	11 <i>8</i> 72 <i>4</i> 91	金額は各年度 の決算による
差引増減	929 ,654	2 917 955	3 847 609	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

	Ц	備考		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	州 有
24年度	319 ,114	1 ,975 ,253	2 294 367	
23年度	301 ,190	1 ,794 ,161	2 ,095 ,351	金額は各年度 の決算による
差引増減	17 ,924	181 ,092	199 ,016	

(健康福祉環境部)

4 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

	Ц	/# *		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考
24年度	159 ,965	604 ,000	763 ,965	
23年度	132 ,000	547 ,000	679 ,000	金額は各年度 の決算による
差引増減	27 ,965	57 ,000	84 ,965	

(健康福祉環境部(八幡浜支局福祉室))

- 5 職員(1名)の通勤手当について、交通用具使用距離に係る認定の 誤りにより、計120,000円(平成21年4月から平成25年3月までの48 か月分)が過支給となっていた。 (産業経済部)
- 6 賠償金(公用車事故に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
22年度	1者	191 ,775	平成24年度決

(産業経済部)

7 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、 引き続き努められたい。

区分	Ц	又入未済額 (円)	一備考		
	現年度分	滞納繰越分	計	1 1/## 1/5		
24年度	801 ,000	1 ,305 ,800	2 ,106 ,800			
23年度	794 ,200	1 368 600	2 ,162 ,800	金額は各年度 の決算による		
差引増減	6 ,800	62 ,800	56 ,000			

(建設部)

8 収入未済の違約金(工事請負契約に伴うもの。)について、適切に 債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
20年度	1者	46 ,725	平成24年度決 算による

(大洲土木事務所)

9 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	Ц	備考		
	現年度分	滞納繰越分	計) MH 15
24年度	104 ,600	931 ,000	1 ,035 ,600	
23年度	0	1 ,875 ,300	1 ,875 ,300	金額は各年度 の決算による
差引増減	104 ,600	944 ,300	839 ,700	

(八幡浜土木事務所)

	監査	対 象 機 関		監 査 年 月 日
東	京	事 務	所	平成25年 5 月13日
研		修	所	平成25年 5 月15日
消	防	学	校	平成25年 4 月19日
消	費生	活 セ ン タ	_	平成25年 4 月19日
原	子 力	センタ	_	平成25年 5 月15日
中	央 児	童 相 談	所	平成25年 4 月19日
東	予 児	童 相 談	所	平成25年 5 月21日
南	予 児	童 相 談	所	平成25年 5 月22日
食	肉 衛 生	検 査 セ ン タ	_	平成25年4月9日
動	物 愛	護 セ ン タ	_	平成25年4月9日
衛	生 環	境 研 究	所	平成25年 4 月19日
心	と体の	健康センタ	_	平成25年 4 月19日
看	護	専 門 学	校	平成25年4月9日
身	体 障 害	者 更 生 相 談	所	平成25年4月9日
婦	人	相 談	所	平成25年4月9日
知	的障害	者 更 生 相 談	所	平成25年 4 月19日
子	ども獲	育 センタ	_	平成25年 5 月15日
え	υ	め 学	壹	平成25年 5 月21日
計	量	検 定	所	平成25年 4 月 9 日
産	業 技	術 研 究	所	平成25年4月9日、 平成25年5月9日、 平成25年5月15日

新	居 浜	高等	技術	桁 専	門	校	平成25年 5 月21日
今	治 高	等	技術	専	門	校	平成25年 5 月21日
松	山高	等	技術	専	門	校	平成25年4月9日
宇	和島	高等	技術	桁 専	門	校	平成25年4月9日
大	阪	;	事	務		所	平成25年4月9日
病	害	虫	防	ß	余	所	平成25年 4 月19日
農	業		大	学		校	平成25年 5 月21日
農	林	水	產石	Я	究	所	平成25年4月9日、 平成25年4月19日、 平成25年5月21日、
							平成25年 5 月22日
家	畜	病	性 釒釒	監	定	所	平成25年 5 月22日 平成25年 4 月 9 日

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

	Ц	以入未済額(円)	備考		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考		
24年度	5 ,989 ,500	26 ,643 ,120	32 ,632 ,620			
23年度	4 ,994 ,290	34 878 353	39 ,872 ,643	金額は各年度 の決算による		
差引増減	995 210	8 235 233	7 240 ,023			

(中央児童相談所)

2 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	L	以入未済額(円	未済額(円)				
	現年度分	滞納繰越分	計	備考			
24年度	2 ,478 ,190	7 ,717 ,038	10 ,195 ,228				
23年度	2 ,141 ,000	7 ,911 ,158	10 ,052 ,158	金額は各年度 の決算による			
差引増減	337 ,190	194 ,120	143 ,070				

(東予児童相談所)

3 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当該車両 及び相手車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(東予児童相談所)

4 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	Ц	備考		
	現年度分	滞納繰越分	計	MH 15
24年度	1 ,636 ,620	2 ,988 ,760	4 ,625 ,380	
23年度	1 ,166 ,060	3 262 540	4 428 600	金額は各年度 の決算による
差引増減	470 ,560	273 ,780	196 ,780	

(南予児童相談所)

5 子ども療育センター利用料金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、引き続き努められたい。

	Ц	以入未済額(円)	/# **
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考
24年度	1 ,035 ,047	3 ,117 ,379	4 ,152 ,426	
23年度	1 ,548 ,612	3 249 621	4 ,798 ,233	金額は各年度の決算による

差引増減 513 565 132 242 645 807

(子ども療育センター)

6 収入未済の研修受講料(農家担い手支援塾)について、適切に債権 管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
21年度	1者	20 ,000	平成24年度決 算による

(農業大学校)

7 花き研究指導室の車両系建設機械(1台)について、労働安全衛生 法第45条に基づく特定自主検査を平成23年4月から平成24年12月ま での20か月の間、実施しないまま使用していた。(農林水産研究所)

			m. +
	監 査 対 象 機 関 ———————————————————————————————————		監査年月日
教	育 総 務	課	平成25年8月9日
生	涯 学 習	課	平成25年 8 月12日
文	化 財 保 護	課	平成25年 8 月12日
保	健 体 育	課	平成25年 8 月12日
義	務 教 育	課	平成25年 8 月12日
高	校 教 育	課	平成25年 8 月12日
人	権 教 育	課	平成25年 8 月12日
特	別 支 援 教 育	課	平成25年8月9日
中	予 教 育 事 務	所	平成25年4月9日
東	予 教 育 事 務	所	平成25年 5 月 9 日
南	予 教 育 事 務	所	平成25年4月9日
総	合教育センタ	_	平成25年 5 月15日
総	合 科 学 博 物	館	平成25年 5 月21日
歴	史 文 化 博 物	館	平成25年 5 月15日
図	書	館	平成25年4月9日
美	術	館	平成25年4月9日
Ш	之 江 高 等 学	校	平成24年12月17日
Ξ	島高等学	校	平成24年12月17日
土	居 高 等 学	校	平成24年12月17日
新	居浜東高等学	校	平成24年12月17日
新	居 浜 西 高 等 学	校	平成24年12月17日
新	居浜南高等学	校	平成24年12月17日
新	居浜工業高等学	校	平成24年12月17日
新	居浜商業高等学	校	平成25年 1 月16日
西	条高等学	校	平成25年 1 月16日
西	条農業高等学	校	平成24年12月17日
小	松 高 等 学	校	平成25年 1 月16日
東	予 高 等 学	校	平成25年 1 月17日
丹	原高等学	校	平成25年 1 月17日
今	治 西 高 等 学	校	平成24年12月17日
今	治南高等学	校	平成25年 1 月16日
今	治 北 高 等 学	校	平成24年12月17日
今	治工業高等学	校	平成25年 1 月16日
伯	方 高 等 学	校	平成24年12月17日

弓 校 平成24年12月17日 削 高 等 学 学 平成24年12月17日 北 高 校 東 学 校 平成25年 1 月16日 松 Щ 松 Щ 南 等 学 校 平成25年1月15日 平成24年12月17日 北 学 松 Ш 校 平成24年12月17日 等 学 松 中 央 校 ılı 高 平成24年12月17日 松 等 学 校 Ш I 松 Щ 学 校 平成24年12月17日 東 温 学 校 平成24年12月17日 上 浮 穴 学 校 平成25年1月17日 坣 平成25年1月17日 小 \blacksquare 高 校 伊 予 平成25年1月15日 農 学 校 業 平成25年 1 月15日 伊 予 高 学 校 学 校 平成25年 1 月15日 中 Щ 高 大 洲 高 等 学 校 平成24年12月17日 大 洲 農 丵 等 学 校 平成24年12月17日 平成24年12月17日 坣 녙 近 校 内 子 高 等 学 校 平成24年12月17日 幡 浜 高 学 校 平成24年12月17日 等 平成24年12月17日 浜 工 高 学 校 Ш 之 石 高 学 校 平成24年12月17日 Ξ 崎 高 等 学 校 平成24年12月17日 平成24年12月17日 筀 坣 校 瓶 高 宇 和 高 等 学 校 平成24年12月17日 平成24年12月17日 野 村 高 等 学 校 宇 和 島 東 等 学 校 平成24年12月17日 宇 和 島 水 産 高 筀 学 校 平成25年 1 月15日 平成24年12月17日 吉 田 学 校 平成25年 1 月15日 問 学 高 筡 校 北 宇 和 等 学 校 平成25年 1 月15日 平成25年 1 月18日 津 高 学 校 南 宇 和 学 校 平成25年 1 月18日 治 車 由 筀 教 育 学 柁 平成25年 1 月17日 松 Ш 西 中 筀 教 育 学 校 平成24年12月17日 平成24年12月17日 宇 和 島南中等教育学 校 松 Щ 盲 学 校 平成24年12月17日 平成24年12月17日 松 山 学 校 しげのぶ特別支援学 平成24年12月17日 ら 特 別 支 援 学 校 平成24年12月17日 平成25年1月17日 治 特 別 支 揺 学 校 和 뭬 支 援 学 平成24年12月17日 宇 特 校 新居浜特別支援学校 平成24年12月17日

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限

内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	Ц	以入未済額 (円	入未済額(円)				
<u>ь</u> л	現年度分	滞納繰越分	計	備考			
24年度	46 ,394 ,000	65 <i>8</i> 60 <i>4</i> 00	112 <i>254 4</i> 00				
23年度	38 ,116 ,000	43 556 400	81 <i>6</i> 72 <i>4</i> 00	金額は各年度 の決算による			
差引増減	8 278 ,000	22 ,304 ,000	30 582 000				

(教育総務課)

2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限 内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	Ц	以入未済額 (円)	備考
<u>ь</u> л	現年度分	滞納繰越分	計	1佣 1号
24年度	48 ,662 ,482	417 ,132 ,360	465 ,794 ,842	
23年度	51 ,194 ,395	378 ,779 ,767	429 ,974 ,162	金額は各年度 の決算による
差引増減	2 531 913	38 ,352 ,593	35 ,820 ,680	

(人権教育課)

3 生産品(サツマイモ)について、書面による意思決定の前に、販売 委託先への引渡しその他の処分をしていた。 (今治特別支援学校)

	監査	対象	機関		監 査 年 月 日
警	2	R .	本	部	平成25年9月2日
四	国中	中央	警察	署	平成25年2月7日
新	居	浜 警	察	署	平成25年2月6日
西	条	警	察	署	平成25年2月7日
西	条	西 警	察	署	平成25年2月6日
今	治	警	察	署	平成25年 2 月12日
伯	方	警	察	署	平成25年2月6日
松	山	東警	察	署	平成25年 2 月12日
松	山	西 警	察	署	平成25年2月6日
松	山	南警	察	署	平成25年 2 月12日
久	万高	高 原	警察	署	平成25年2月6日
伊	予	警	察	署	平成25年2月7日
大	洲	警	察	署	平成25年2月6日
八	幡	浜 警	察	署	平成25年2月7日
西	予	警	察	署	平成25年2月6日
宇	和	島警	察	署	平成25年2月6日
愛	南	警	察	署	平成25年 2 月12日

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	L	以入未済額(円)	備考
	現年度分	滞納繰越分	計	1/141 15
24年度	2 ,937 ,000	10 ,898 ,763	13 ,835 ,763	
23年度	5 ,115 ,000	13 ,039 ,763	18 ,154 ,763	金額は各年度の決算による

|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

(警察本部)

2 延滞金(放置違反金に伴うもの。)について、納期限内の収入確保 と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

	Ц	以入未済額(円				
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考		
24年度	600 ,900	2 ,330 ,400	2 ,931 ,300			
23年度	1 329 300	2 ,162 ,000	3 491 300	金額は各年度 の決算による		
差引増減	728 <i>4</i> 00	168 <i>4</i> 00	560 ,000			

(警察本部)

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
17年度及び19年度	2者	000, 908	平成24年度決 算による

(警察本部)

- 4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車 両及び相手車両等の毀損があった。 (警察本部)
- 5 職員の不注意により警察車両による交通事故が発生(7件)し、当該車両の毀損があった。 (新居浜警察署)
- 6 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
18年度、24年度	1 者	799 ,931	平成24 算によ	年度決 る

(今治警察署)

7 職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、相手方 への被害並びに当該車両及び相手方の車両の毀損があった。

(松山東警察署)

- 8 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車 両及び相手方の車両の毀損があった。 (松山西警察署)
- 9 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
23年度	1者	325 ,000	平成24年 算による	F度決 S

(宇和島警察署)

監	查 查 対	象 機	関		監 査 年 月 日
公 営	企 業	管 理	局		
総		務		課	平成25年 6 月12日
発	電	エ	水	課	平成25年6月12日
県	立	病	院	課	平成25年6月12日
松山多	主電 五	水 管 理	事 務	所	平成25年6月11日
今治地	区工業用	水道管	理事務	所	平成25年6月11日
西条地	区工業用	水道管	理事務	所	平成25年6月7日
中	央	病		院	平成25年6月12日
今	治	病		院	平成25年6月11日
南	宇	和	病	院	平成25年6月7日
新	居	浜 猪	病	院	平成25年6月7日
I					

(監査の結果)

平成24年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施

したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。

しかしながら、実績給水率(契約給水量に対する実績給水量の比率)は上昇傾向にはあるものの、依然として低調であることから、 給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度を上回る純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると226億円の借入残高があるなど、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい

附帯事業(土地造成事業)については、当年度の売却実績はなく、 依然として未処分地約12万㎡を有しており、今後とも早期売却等に 努められたい。

(2) 営業未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努め られたい。 (平成25年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a) + (b)
西条地区工業用水道 給水料金	1 ,017 ,415	0	1 ,017 <i>,</i> 415
今治地区工業用水道 給水料金	1 ,613 ,178	0	1 ,613 ,178
計	2 ,630 ,593	0	2 ,630 ,593

2 病院事業

(1) 経営成績について、当年度の純利益は、前年度を3億9,948万円 上回る19億2,760万円を計上しており、三島病院の譲渡のほか、新 居浜病院及び中央病院の7対1看護体制や、中央病院のDPC(診 断群分類包括評価)制度の導入など、第3次財政健全化計画に基づ く各種施策に取り組んだ成果が見られるところである。

しかしながら、累積欠損金は183億円余にのぼり、一般会計等からの長期借入金105億円及び企業債の借入残高342億円と合わせ依然として厳しい財政状態が続いており、引き続き経営健全化に取り組まれたい。

(2) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成25年3月31日現在 単位:円)

区分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	計 (a) + (b)		
旧三島病院	21 ,662 ,695	69 530	21 ,732 ,225		
旧北宇和病院	6 ,372 <i>,</i> 420	897 ,373	7 269 ,793		
計	28 ,035 ,115	966 ,903	29 ,002 ,018		

- (3) 個人医業未収金の納期到来分356 268 553円(過年度未収金298 9 52 950円、現年度未収金57 315 603円)について、早期回収に、一層努められたい。 (中央病院)
- (4) 医業外未収金の納期到来分3,396,172円(過年度未収金1,257,462円、現年度未収金2,138,710円)について、早期回収に、より一層努められたい。 (中央病院)
- (5) 個人医業未収金の納期到来分71,620,153円(過年度未収金54,059 891円、現年度未収金17,560,262円)について、早期回収に、引き 続き努められたい。 (今治病院)
- (6) 医業外未収金の納期到来分213 470円(過年度未収金136 540円、 現年度未収金76 930円)について、早期回収に、より一層努められ たい。 (今治病院)
- (7) 個人医業未収金の納期到来分41,046,208円(過年度未収金36,461 308円、現年度未収金4,584,900円)について、早期回収に、引き 続き努められたい。 (南宇和病院)

- (8) 医業外未収金の納期到来分123 240円(過年度未収金114,570円、現年度未収金8,670円)について、早期回収に、引き続き努められたい。 (南宇和病院)
- (9) 個人医業未収金の納期到来分61,118,784円(過年度未収金49,179 856円、現年度未収金11,938,928円)について、早期回収に、一層 努められたい。 (新居浜病院)
- (10) 医業外未収金の納期到来分327 A47円(過年度未収金205 290円、 現年度未収金122 ,157円)について、早期回収に、より一層努められたい。 (新居浜病院)
- (ii) 職員(1名)の通勤手当について、認定の誤りにより、計200,94 7円(平成22年4月から平成25年4月までの37か月分)が過支給となっていた。 (新居浜病院)

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成25年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

別表第1の1(第2条関係)

大洲農業

3年 生産科

改 正 前

	≦	全日制の記	果程	定時制の課程				
学校名	修業	24 TV	生徒	修業	*** ***	昼	生徒	
	年限	学科	定員	年限	学科	夜	定員	

後

正

改

	年限	 111	定員	年限	 11-1	別	定員
川之江高	3 年	普通科	920	省略			
等学校							
三島高等	3 年	普通科	720				
学校		商業科	120				
省略							
新居浜東	3 年	普通科	920				
高等学校							
省略							
今治北高	3 年	普通科	600				
等学校		商業科	120				
		事務科	<u>40</u>				
		情報処	<u>40</u>				
		理科					
		情報ビ	<u>80</u>				
		ジネス					
		科					
省略							
北条高等	3 年	総合学	800				
学校		科					
省略							
砥部分校	3 年	デザイ	<u>160</u>				
		ン科					
省略							

120

別表第1の1(第2条関係)

	1	全日制の記	の課程 定時制の課程				
学校名	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
川之江高	3 年	普通科	960	省略			
等学校							
三島高等	3 年	普通科	720				
学校		商業科	120				
		情報デ	<u>40</u>				
		ザイン					
		<u>科</u>					
省略							
新居浜東	3 年	普通科	<u>960</u>				
高等学校							
省略							
今治北高	3 年	普通科	600				
等学校		商業科	120				
		事務科	<u>80</u>				
		情報処	<u>80</u>				
		理科					
		情報ビ	<u>40</u>				
		ジネス					
		科					
省略							
北条高等	3 年	総合学	<u>840</u>				
学校		科					
省略							
砥部分校	3 年	デザイ	<u>200</u>				
		ン科					
省略							
大洲農業	3 年	生産科	120				

高等学校		学科				高等学校		学科				
		食品化	<u>80</u>					食品化	<u>120</u>			
		学科						学科				
		生活科	80					生活科	<u>120</u>			
		学科						学科				
		食品デ	40									
		ザイン										
		—— <u>科</u>										
省略						省略						1
八幡浜高	3 年	普通科	480	省略		八幡浜高	3 年	普通科	480	省略		1
等学校		商業科	240			等学校		商業科	240			
								情報ビ	40			
								ジネス	_			
								科				
八幡浜工	3 年	機械科	80			八幡浜工	3 年	機械科	120			t
業高等学		機械土	40			業高等学			_			
校		<u>************************************</u>				校						
		<u>科</u>										
		' ' 電気技	120					電気技	120			
		術科	120					術科	120			
		"" 土木科	80					土木科	120			
省略		1 X X 14	<u> </u>			 省略		エババ	120			1
宇和高等	3 年	普通科	240			宇和高等	3 年	普通科	280			
学校	3 +	生物工	120			学校	3 4	生物工	120			
子似		王初工 学科	120			子仅		学科	120			
省略		-				 省略		-5-1/1				1
宇和島東	3 年	普通科	400	省略		宇和島東	3 年	普通科	440	省略		1
高等学校	3 —	理数科	120	H *H		高等学校	3 +	理数科	120	п		
M T T D		商業科	240			NALK		商業科	240			
		情報ビ	120					情報ビ	120			
		IF TA C ジネス	120					ジネス	120			
省略		科				 省略		科				1
	2 年	並達到	240				2 年	並活到	240			1
吉田高等学校	3 年	普通科	240			吉田高等	3 年	普通科	240			
子仪		+44 +=== 7==	120			子仪		機械科	<u>40</u>			
		機械建	<u>120</u>					機械建	<u>80</u>			
		築工学						築工学				
		科						科				
		電気電	120					電気電	120			
		子科						子科				
415 m/m						4) 55		建築科	<u>40</u>			+
省略	- -	** >= <:				省略		AF 13 211				1
津島高等	3 年	普通科	<u>280</u>			津島高等	3 年	普通科	<u>320</u>			
学校						学校						1
省略						省略						

学校名	学がう育対者	部	修業年限	学科	生徒定員	
-----	--------	---	------	----	------	--

学校名	学がう育対者	部	修業年限	学科	生徒定員	
-----	--------	---	------	----	------	--

省略						
松山城北分校	知的	高	本科	3 年	普通科	24
	障害	等			産業科	<u>24</u>
	者	部				
省略						
新居浜特別支	知的	省略	各			
援学校	障害	高	本科	3 年	普通科	<u>56</u>
	者	等			産業科	<u>16</u>
		部				

省略						
松山城北分校	知的	高	本科	3 年	普通科	<u>16</u>
	障害	等			産業科	<u>16</u>
	者	部				
省略			•			
新居浜特別支	知的	省略	各			
援学校	障害	高	本科	3 年	普通科	<u>48</u>
	者	等			産業科	<u>8</u>
		部				
備考 省略		部				

備考 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(高等学校の入学定員の特例)

2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成26年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

25 to 67	全日制の課	程
学校名	学科	入学定員
川之江高等学校	普通科	280
新居浜東高等学校	普通科	280
今治北高等学校	情報ビジネス科	40
北条高等学校	総合学科	240
砥部分校	デザイン科	40
大洲農業高等学校	食品デザイン科	40
八幡浜工業高等学校	機械土木工学科	40
宇和島東高等学校	普通科	120
津島高等学校	普通科	80

(高等学校の入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学校 夕	全日制の課程	備考
学校名	学科	`佣 <i>*</i> 与
大洲農業高等学校	食品化学科	平成26年度から生徒募集を停止
	生活科学科	同
八幡浜工業高等学校	機械科	同
	土木科	同

(特別支援学校の入学定員の特例)

4 別表第4備考本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の高等部の学科については、平成26年度における第1学年の入学定員は、 当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	学校が行う教 育の対象者	İ	ß	学科	入学定員
新居浜特別支援	知的障害者	高等部	本科	普通科	24
学校				産業科	8

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第6号

平成26年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように 定める。

平成25年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

平成26年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項

平成26年度愛媛県県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 1 平成26年度県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 2 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産 に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科 について、一括して募集すること(以下「くくり募集」という。) ができる。

また、理数科については、普通科とのくくり募集ができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則 (昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の定めるところによる

第3 一般入学者選抜

1 実施学科

平成26年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあっては当該学科の 募集定員から当該学科の推薦入学確約者数を差し引いた数と、 定時制の課程にあっては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位を もって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。 ア 平成26年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校(以下「中学校等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修 フレた者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、平成26年2月19日(水)午前9時から同月 25日(火)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日 を除く日の午前9時から午後4時まで(同月25日(火)に あっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

イ 保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、

(5)の志願変更期間中も出願することができる。

(3) 出願制限

- ア 入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は課程に出願 することはできない。
- イ 入学志願者は、次の(ア)又は(4)に該当する場合を除いては、 二つ以上の学科に出願することはできない。
 - (ア) 同一学校、同一課程の農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす
 - (4) 理数科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科 を第2志望とするとき。

(4) 出願手続

- ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料(全日制の課程2,200円、定時制の課程950円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、受検票を添え、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「中学校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接)、志願先の高等学校の校長(以下「志願先高等学校長」という。)に提出しなければならない。
- イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。
 - (ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県県立高等学校入学志願理由書を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、愛媛県県立高等学校入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う子女の入学志願許可申請書を志願先高等学校長に提出しなければならない。
 - (イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中(保護者の転勤に伴う子女の志願変更期間中の出願にあっては、志願変更期間中)に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。
- ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成26年1月14日(火)までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成26年1月21日(火)までに教育長に提出し、協議するものとする。

- エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上の長期 欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由 等を記載した自己申告書(厳封すること。)を入学願書に 添え、志願先高等学校長に提出することができる。
- オ 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次 のとおりとする。
 - (ア) 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成26年 1月14日(火)までに海外帰国子女取扱措置願を志願先 高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを 得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事

情を記した事由書を添えて提出するものとする。

- (4) 高等学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成26年1月21日(火)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。
- (ウ) 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間(帰国した日から平成26年2月18日までの期間をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

(5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、平成26年2月26日(水)午前9時から同年3月4日(火)正午までの間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額(1250円)に相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前 9時から午後4時まで(同年3月4日(火)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、平成26年2月26日(水)午前9時から同年3月4日(火)正午までの間に、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

- (2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。
- (3) 志願先高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

(ア) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(イ) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学 志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

平成26年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について(平成25年5月24日愛媛県教育委員会公告)1(1)イに定めるところによる。

(2) 実技テスト

今治工業高等学校繊維デザイン科及び松山南高等学校砥部 分校デザイン科(以下「工業に関するデザイン科」という。) の入学志願者(当該学科を第2志望とする者を含む。(3)にお いて同じ。)に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、 内容については、当日指示する。

(3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期	3	時	間	教	科	等
		9:00	~ 9:30	点呼·	受検.	上の注意
		9 :45	~ 10:30	[<u> </u>	語
平成26年		10:45	~ 11:10	[3	語(作文)
3月11日(3	火)	11:25	~ 12:15	理	E	科
		12:15	~ 13:10	(星		食)
		13:15	~ 14:05	? .	±	会
		9:00	~ 9:30	点呼·	受検.	上の注意
		9 :45	~ 10:35	*	ጳ	学
平成26年		10:50	~ 11:50	萝	ŧ	語
3月12日(7	水)	11:50	~ 12:50	(星		食)
			~	にあっ	関する ては、	接 デザイン科 実技テスト 後に面接)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 入学者の選抜方法

- (1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実 技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を 踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に 判定して入学者を選抜する。
- (2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

- (ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっては数学と理科の得点を、総合学科にあっては5教科の中で得点が高い2教科の得点を15倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。
- (イ) 調査書点(調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。)は、135点満点とする。
- (ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及 び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定 めるものとする。
- (エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。
 - a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以

内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科にあっては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点(以下「A」という。)、調査書点に基づく得点(以下「B」という。)、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点(以下「C」という。)を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者としない。

おって、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科、専門学科(理数科を 【理数科、総合学科】 除く。)】

י ינאו																
満点の 比率 得点をするに乗りる に数		A、B、C のそれぞれ の満点				満点の 比率		得算と乗 に数		A、B、C のそれぞれ の満点						
Α	В	С	Α	В	Α	В	С		Α	В	С	Α	В	Α	В	С
6	2	2			300	100	100		6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100		5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150		5	2	3			250	100	150
4	4	2	50x	50y	200	200	100		4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	250	135	200	150	150		4	3	3	300	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200		4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150		3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200		3	3	4			150	150	200
2+	1	^	π .#.	±ω	ᄔᅜᇎ	£	ا سا		.:=	± 4	\ LL	dz +	- سا	+ 7		

- 注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。
 - 2 学力検査の成績に $\frac{50x}{250}$ 又は $\frac{50x}{300}$ を乗じてAを、調査書点に

50y 135 を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)。

<普通科の算出例>

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合

A = 学力検査の成績 \times $\frac{300}{250}$ (300点満点)

B = 調査書点 × $\frac{100}{135}$ (100点満点)

C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算(100点満占)

イ 定時制の課程

(ア) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。

- (イ) 調査書点は、135点満点とする。
- (ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、 高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜 の方法のみによって全ての合格者を決定することができ る。

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点 については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長 が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

	満点の 比率			点とする としました。 としてもしている。	A、B、C のそれぞれ の満点			
Α	В	С	Α	В	Α	В	С	
6	2	2			300	100	100	
5	3	2			250	150	100	
5	2	3			250	100	150	
4	4	2	50x	50y	200	200	100	
4	3	3	150	135	200	150	150	
4	2	4			200	100	200	
3	4	3				150	200	150
3	3	4					150	150

- 注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。
 - 2 学力検査の成績に 50x/150 を乗じてAを、調査書点に 50y/135 を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)。
- (3) 全日制の課程における普通科の通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則 第4条の規定に従って選抜する。
- (4) 海外帰国子女の入学志願者で、第3の3(4)才(4)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度とする員数については、募集定員を超えることができるものとする。
- (5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成26年3月18日(火)午前10時に、当該 高等学校において、受検番号を掲示して行う。

- 8 学力検査の得点等の口頭による開示請求
- (1) 学力検査の得点等については、愛媛県個人情報保護条例 (平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、 口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成26年 3月18日(火)から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時(平成26年3月18日(火)にあっては、午前10時)から

午後5時(夜間定時制課程にあっては、午後9時)までの間に、志願先の高等学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。 調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

平成26年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科及び理数科にあっては当該学科の募集定員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあっては当該学科の募集定員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位を もって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

- ア 推薦入学を志願できる者は、平成26年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であって、次の要件の全てに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学校長」という。)が推薦するものとする。
 - (ア) 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。
 - (4) 当該高等学校・学科に適性及び興味・関心を有すること.
 - (ウ) 人物が優れていること。
 - (エ) 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。
 - (オ) 次の要件のいずれかに該当すること。
 - a 特別活動において優れた実績を有すること。
 - b 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。
 - c 理数科又は職業教育を主とする学科を志願する者に あっては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それ ぞれの学科に関連した教科において秀でていること。
- イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成26年1月21日(火)午前9時から同月28日(火)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月28日(火)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

推薦入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

- ア 在籍中学校長は、推薦に当たっては、在籍中学校長を委員長とする推薦委員会を設け、適切な推薦入学志願者を決定するものとする。
- イ 県内の中学校等又は中等教育学校において推薦入学志願者として認められた者は、推薦入学願書に入学選考料(2,200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、推薦入学受検票及び自己アピール書とともに、在籍中学校長に提出しなければならない。
- ウ 在籍中学校長は、推薦入学願書、推薦入学受検票及び自 己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等 学校長に提出するものとする。

4 報告書

在籍中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

ア調査書

イ 推薦書

- 5 作文、小論文、面接及び集団討論等
 - (1) 作文、小論文、面接及び集団討論

推薦入学志願者全員に対して、作文及び小論文のうちから 少なくとも一つ並びに面接及び集団討論のうちから少なくと も一つの合わせて二つ以上を行う。

なお、作文、小論文、面接及び集団討論の選定その他実施 内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前 に公表する。

(2) 実技テスト

工業に関するデザイン科の推薦入学志願者に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、 内容については、当日指示する。

(3) 学力検査

学力検査は、行わない。

(4) 期日及び日程

	期	日	時	間	作文・小論文、面接・集団討論 等					
			9:00~		点呼・受検上の注意					
	平成26年 2月7日(金)		点呼・st の注意約	受検上 終了後	作文・小論文					
			作文・/ 終了後	小論文	面接・集団討論 (工業に関するデザイン科にあっては、実技テスト(30分)約 了後に面接・集団討論)					

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 推薦入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書並びに作文、小論文、 面接、集団討論及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学 校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、推薦入学者を選 抜する。

7 合格内定者の通知

- (1) 高等学校長は、平成26年2月13日(木)午前10時から同月 17日(月)正午までの間に、選抜の結果を推薦入学者選抜結 果通知書により在籍中学校長に通知する。
- (2) 在籍中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。

(3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、在籍中学校長を通じ、 入学確約書を平成26年2月20日(木)正午までに志願先高等 学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、平成26年3月18日(火)午前10時に、当該 高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第5 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

平成26年3月11日(火)及び12日(水)に実施した一般入学者選抜(以下「第1次募集」という。)における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を 第2次募集の募集人員とし、平成26年3月18日(火)午前10時 に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成26年3月19日(水)午前9時から同月27日(木)正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月27日(木)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限及び出願手続

第1次募集の場合に準ずる。

(4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、平成26年 3月19日(水)午前9時から同月27日(木)正午までとし、学 習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実 施期日並びに日程は、次による。

期	日	時	間	教		科	等
	9:30~	10:00	点呼	・受	検上	の注意	
	10:15 ~	10:45	ı	玉		語	
平成26年 4月2日		11:00 ~	12:00	社会・数うち2教	文学 2 2 4 4 4	・理和を選打	斗・英語の R受検
		12:00~	13:00	(!	昼		食)
		13:10~	•	i	面		接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成26年4月3日(木)午前10時に、当該 高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第6 その他

- 1 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- 2 出願に関して、虚偽又は不正等の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとす

る。

3 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項 は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第7号

平成26年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成.25年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

平成26年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項

平成26年度愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

1 募集人員

平成26年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校 160名 愛媛県立松山西中等教育学校 160名 愛媛県立宇和島南中等教育学校 160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則 (平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成26年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校(以下「小学校等」という。)を卒業する見込みの者
- (2) 平成26年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、平成25年12月13日(金)午前9時から同月19日 (木)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月19日(木)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

5 出願手続

- (1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料(2 200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒(長形3号とし、必ず宛先を明記して80円切手を貼ること。)を添え、在籍する小学校等の校長(以下「小学校長」という。)を経て、志願先の中等教育学校の校長(以下「志願先中等教育学校長」という。)に提出しなければならない。
- (2) 入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。
- (3) 県外からの出願手続は、次のとおりとする。
 - ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて志願先中等教育学校長に提出しなければならない。
 - イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた 者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願

2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

(4) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される 者が志願する場合には、平成25年12月6日(金)までに作文、 適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長 に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成25年12月12日(木)までに教育長に提出し、協議するものとする。

- (5) 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。
 - ア 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成25年12月 6日(金)までに海外帰国子女取扱措置願を志願先中等教育 学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事 情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事 由書を添えて提出するものとする。
 - イ 中等教育学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成25年12月12日(木)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。
 - ウ 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者 又は平成26年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、 帰国後の期間(帰国した日から平成25年12月12日までの期間 をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間 が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。た だし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護 者に代わる身元引受人がいる者に限る。
- 6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

7 調査書の提出

- (1) 小学校長は、調査書を平成25年12月26日(木)から同月27日 (金)まで又は平成26年1月6日(月)の午前9時から午後4 時までの間に、志願先中等教育学校長に提出するものとする。
- (2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。
- (3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。
- 8 受検票の交付

中等教育学校長は、平成25年12月26日(木)から平成26年1月6日(月)までの間に、受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を 行う。

(1) 作文

作文の字数は、600字程度とする。

(2) 適性検査

入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価すると ともに、関心・意欲・態度・社会性など学びへの姿勢を問うも のとする。 (3) 面接

入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時間	検 査 等				
	8 :50	集 合 (志願先中等教育学校体育館)				
	9:00~9:25	点呼、受検上の注意				
平成26年	9:40~10:30	作 文				
1月9日(木	10:50 ~ 11:50	適 性 検 査				
	11:50 ~ 12:40	(昼 食)				
	12:40~	面 接				

(5) 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

- (6) 受検に当たっての留意事項
 - ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室する こととし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則とし てその時間の検査等を受検できないものとする。
 - イ 当日の持参品は、次のとおりとする。 受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、鉛筆削り、消し ゴム、定規、下敷き(無地)、弁当
 - ウ イの持参品以外のもの(計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等)の検査場への持込みは、禁止する。

10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性 検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏 まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定 者を選者する。

- (1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。
 - ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。
 - イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。
- (2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が 生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するた めの補助資料として扱うものとする。
- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選考する。
- (4) 海外帰国子女の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を 講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわら ず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲 や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

11 入学予定者の発表

- (1) 入学予定者の発表は、平成26年1月16日(木)午前9時に、 当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。
- (2) 中等教育学校長は、平成26年1月16日(木)午前9時から同月20日(月)正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志願者及び関係小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配布する。
- 12 選考結果の口頭による開示請求
 - (1) 選考結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開

示請求をすることができる。

- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成26年1 月16日(木)から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く日の午前8時30分(1月16日(木)にあっては、午前9時)から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

13 入学予定者の手続等

(1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、平成26年1月16日(木)の入学予定者の発表後から同月23日(木)午後4時まで(受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで)とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の 提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するもの とする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入 学予定者の住所の存する市町村(一部事務組合を含む。以下 同じ。)の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ 就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け 出るよう、文書により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入 学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学 辞退届に当該入学予定者の受検票(入学予定者証明書を市町 村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を 含む。)を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければ ならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

- ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補欠入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、関係小学校長を経て行うものとする。
- イ 欠員の補充を実施する期間は、平成26年3月31日(月)までとする。
- ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。 この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について 関係小学校長を経て通知するものとする。

14 その他

- (1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- (2) 出願に関して、虚偽又は不正等の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許

可を取り消すものとする。

(3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第8号

平成26年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を 次のように定める。

平成25年10月18日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

平成26年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要 項

平成26年度愛媛県県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の 入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

平成26年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1 学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 平成26年3月末日までに特別支援学校の中学部若しくは 中学校(以下「中学部等」という。)を卒業する見込みの 者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修 了した者
- ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

入学願書の提出期間は、平成26年1月27日(月)から2月7日(金)までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(2月7日(金)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

- ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障害部門 への出願をすることはできない。
- イ 入学志願者は、次の⑦から②のいずれかに該当する場合 を除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。
 - (ア) 2以上の学科を設置する県立特別支援学校(みなら特別支援学校及び松山城北分校を除く。)の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするとき。
 - (イ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の産業科を第1 志望及び第2志望とする場合で、みなら特別支援学校及 び松山城北分校の普通科を第3志望及び第4志望とする とき。
 - (ウ) みなら特別支援学校又は松山城北分校の産業科を第1 志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第2志望及び第3志望とするとき。
 - (エ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第1 志望及び第2志望とするとき。

(4) 出願手続

- ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学部等校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接)、志願先の特別支援学校の校長(以下「志願先校長」という。)に提出しなければならない。
- イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。
 - (ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入 学志願理由書を添えて志願先校長に提出しなければなら ない。
 - (4) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、 志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県 外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会 教育長(以下「教育長」という。)に提出し、承認を受 けるものとする。

2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、平成26年2月10日 (月)午前9時から同月17日(月)午後4時までの間に、志願先校長に提出するものとする。

ア調査書

- イ 健康診断票
- ウ 眼科診断票(松山盲学校の入学志願者に限る。) なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。
- (2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を 提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告 書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。
- (3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。
- 3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長(以下「特別支援学校長」という。) が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成26年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力 検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合 格者の発表の日について(平成25年5月24日愛媛県教育委員 会公告)2(1)イ(ア)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成26年3月6日(木)とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校 の場合にあっては、みなら特別支援学校)とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

- (2) 適性検査
 - ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。
 - イ 内容は、特別支援学校長が学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、 特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校)とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び 適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえ て、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して 入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成26年3月20日(木)午前10時に、当該特別支援学校(松山城北分校にあっては、みなら特別支援学校)において、受検番号を掲示して行う。

- 7 学力検査結果の口頭による開示請求
- (1) 学力検査の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成26年 3月20日(木)から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く日の午前9時(3月20日(木)にあっては、午前10時)から午後5時までに、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校)で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。 学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令第22 条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 平成26年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校(以下「高等部等」という。)を卒業する見込みの者
- イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力がある と認められる者
- (2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科 を第2志望とすることができる。

- (4) 出願手続
 - ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出 身の高等部等の校長(以下「在籍高等部等校長」という。) を経て(在籍及び出身の高等部等のない場合にあっては、 直接)、松山盲学校長に提出しなければならない。
 - イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。

2 報告書

(1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証明書又は卒業見込み証明書を添えて、平成26年2月10日(月)午前9時から同月17日(月)午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

ア 調査書

- イ 健康診断票
- ウ 眼科診断票

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- (2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を 提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告 書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。
- (3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成26年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力 検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合 格者の発表の日について(平成25年5月24日愛媛県教育委員 会公告)2(1)イ(4)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成26年3月6日(木)とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

- (2) 適性検査
 - ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める 学科の入学志願者に対して行う。
 - イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。
- (3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、 松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成26年3月20日(木)午前10時に、松山 盲学校において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求 本科入学者選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 平成26年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学定員

	学	校	名				学	科	名		入学定員
					本		科	普	通	科	8
松	Щ	盲	学	校	4		17	保信	建理系	奈科	8
		専 攻		攻;	科	理	療	科	8		
松	ш	35 聲	学	校	*		£ 31	普	通	科	8
14	Щ	#	<i></i>	1.X	4	本 科		理	容	科	8
しけ	ずのぶ	特別	支援	学 校	本	;	科	普	通	科	24
# <i>t</i>	みなら特別支援学	乡校	本		科	普	通	科	50		
05 %	W & 5 19 M X 18 3			F 1X	4		17	産	業	科	16
みな	みなら特別支援学			学校		、 科	普	通	科	8	
松	山 :	城 北	分	校	4	~r 11		産	業	科	8
	ム 杜	別支	垤 尝	s to	本		科	普	通	科	50
7 /	□ 1 ग	נית ע	1友 子	- 1X	4		17	産	業	科	16
宇利(耳	知 特 徳 覚	別 支障 害	援学部門		本	;	科	普	通	科	8
宇和	和 特	別支	援学	拉校	本		科	普	通	科	30
(9	印 的	障害	部門])	平		17	産	業	科	16
⊅ ⊊ F	2 % #	 + eı +		———	本		科	普	通	科	24
利尼	舌浜特	符 別 支	(按 =	r fX	平		17	産	業	科	8
				計							298

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第13号

次のとおり落札者を決定した。 平成25年10月18日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
愛媛県立今治病院医療情報システム 導入事業 (賃借料総額/県立今治病院)	愛媛県公営企業管 理局総務課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成25年10月9日	富士通グループ 代表企業 富士通株式 会社松山支店 松山市永代町13番地	665 ,950 ,215円	総合評価一般競 争入札	平成25年7月26日

平成25年10月18日 発行 851